

平成27年第3回にかほ市議会定例会会議録（第2号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 正 明	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 春 男
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 信 夫 班 長 兼 副 主 幹 加 藤 潤
主 事 須 田 拓 也

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	齋 藤 洋
企 画 課 長	佐々木 俊 哉	防 災 課 長	土 門 保
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	健 康 推 進 課 長	鈴 木 啓
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 藤 リ サ 子	農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之
商 工 課 長	齋 藤 和 幸	観 光 課 長	佐 藤 均
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	文 化 財 保 護 課 長	齋 藤 一 樹

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

平成27年6月15日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。11番佐々木平嗣議員より遅刻の届出が出ておりますのでこれを許可しております。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。はじめに、3番佐々木雄太議員の一般質問を許します。3番。

【3番（佐々木雄太君）登壇】

●3番（佐々木雄太君） おはようございます。3番佐々木雄太でございます。本日トップバッターの一般質問となります。早速ですが、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

大きな項目1、観光拠点センター（仮称）についてであります。

地方創生の核となる地域活性化の拠点として、重点道の駅に道の駅象潟「ねむの丘」が選定されました。国では、重点道の駅を地域活性化の拠点となるすぐれた企画があり、今後の重点支援で効果的な取り組みが期待できるものと位置づけており、象潟「ねむの丘」においては、環鳥海の6駅が連携し、周遊交通の確保と鳥海山、特産品を生かした広域周遊観光圏の形成、観光情報発信拠点としての整備などが計画されております。また、隣接整備される観光拠点センター（仮称）は、地域活性化の起爆剤としても重要な拠点であり、市の観光産業の振興と交流人口拡大を目的に建設されるものでありますが、以下の点でお伺いいたします。

(1)今現在において、スマートフォンやタブレット端末の普及率を考えると、観光情報発信の一つのツールとしても重要な手段と考えます。インバウンド観光の促進の観点からも、無料公衆無線LAN、Wi-Fi整備は、観光客をお迎えするに当たり最低限のおもてなしと考えますが、情報発信機能の一つとしてWi-Fi整備の考えはないかお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの一般質問、よろしくお願いをいたします。

それでは、佐々木雄太議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、情報発信機能の一つとしてW i - F i 整備の考え方がないのかどうかという御質問でございませう。

最高重要な機能でございますので、仮称でありますが拠点センター、この前、安全祈願祭やりましたけれども、この完了に合わせながら来年の春までには整備したいと、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） ただいま市長の方から整備に向けて前向きな御答弁をいただきました。すんなりオーケーしてくれると思っていませんでしたので、ちょっと面食らっておりますけれども、ひとつ市長に申し添えておきたいのがですね、W i - F i 整備そのものが目的ではありません。あえてそれに合わせて提供するコンテンツも重要になってきます。秋田県の南玄関口としての県内各地への誘客につながる重要施設としての位置づけになっておるのなら、なおさらパンフレットやポスターなどといった紙媒体での情報発信は当然必要ではありますけれども、先ほど申したように今現在のスマートフォンや携帯電話、タブレット端末の普及率を考えると、やはりこういった端末を利用した情報発信というものが本当に重要になってくると思います。W i - F i 整備そのものが目的にならないようにしていただきたい、その点、市長いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 提供する情報の内容、これについては、さらに検討を加えながら期待に応えることができるようなものにしたいと考えております。まだ時間ありますから、その時間の中で取り組んでいきたい。それから、これから外人の観光客も相当増えてくると私は考えておりますので、ねむの丘も免税店にしました。ですからそういうことも合わせてですね、外人に対する情報の提供、こういうことも視野に入れながら構築してまいりたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 前向きな御答弁をいただきました。

次の質問に移らせていただきます。(2)災害対策の位置づけと防災機能の整備の考え方はないか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 災害対策の位置づけ、防災機能の整備についての考え方についてでございますけれども、現在、道の駅「ねむの丘」は、地震による津波の影響を考えまして4階を指定避難場所としております。これは地域防災計画の資料編の方にも掲げているところでございます。

なお、周辺住民については、それぞれの自治会等で避難場所決まっておりますので、そこに避難することになりますけれども、災害発生時においては、観光客あるいはねむの丘に来ている来客者、こうした方々を誘導してまいりたいと、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 先月ですね、5月に私、岩手県の遠野市にあります道の駅遠野「風の丘」を視察してまいりました。この道の駅は、全国の道の駅の中で六つしか認定されておりません全国モデルの道の駅に選定されております。東日本大震災発生時、沿岸被災地の後方支援拠点として機能しまして、自衛隊ですとか、それから救護隊の支援拠点として機能を発揮したようでございましたけれども、これを受けて岩手県広域防災拠点配置計画の広域防災拠点に位置づけられておりました、ベースキャンプ、それから備蓄等の高度な防災機能を分担、こういったことが評価されて全国モデルの道の駅に選ばれたという経緯だったようでございますけれども、いざ災害が起こったとき、ねむの丘においても本当に重点道の駅として防災機能の整備も重要と考えますけれども、改めて市長の考えをお伺いします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それ以外としては、さっきは地震による津波の避難場所という形で位置づけ、お話をいたしましたけれども、自然災害はいろいろあるわけでありますので、夜間はあの建物は閉まってはおりますけれども、一時的な避難場所としての活用はできると思います。ただ、津波に対してはやはり一時的にそこに避難しても、高台に避難するような形をとらなければなりませんので、そうした看板の設置、これはこれから整備をしていきたい、そのように考えております。

それから、遠野市のお話ありましたが、ここもやはり他の地域でいろんな災害が発生したときは後方支援の場所という形の位置づけは当然考えていきたいと思っております。一時的に全国の消防団あるいは自衛隊、そうした方々がここに集合してここから災害地に出ていくと、そういう機能も持たせたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 先ほど市長の答弁の中で、観光拠点センターの隣のねむの丘4階が避難場所になると、津波が発生した場合、観光拠点センターそのものは木造になっておりますので、いざ津波が来た場合、やはり流されてしまうのではないかという懸念もされますので、ぜひ防災マニュアルというかですね、中に入るテナントの従業員の方々、事業者の方々とも連携して、そういった意味での防災マニュアルをぜひ策定していただきたいなというふうに思いますし、先ほどの質問でWi-Fi機能の質問させていただきましたけれども、観光情報発信の機能だけでなく、こういった災害時の緊急対応にもこのWi-Fiを十分生かしていけると思いますので、その点もう一つお聞かせ願います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 今のことについては十分配慮しながら取り組んでいきたいと、そのように考えます。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 続いての質問に移りたいと思います。

(3)観光拠点センター内に配置される市の観光課と、それから観光協会の連携及び両者の役割につ

いてお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 市の観光課、そして観光協会との連携・役割についての質問でございますけれども、現在、観光協会の主な業務でございますが、JR象潟駅及びねむの丘の観光案内所で一般的な観光案内を行っております。このほかには勢至公園観桜会、日本海花火フェスティバル、掛魚まつりの実施など、それからもう一つは観光案内人の事務局、これもやっておりますが、そのほかにもいろんなイベント会場で観光セールスなども行っているところでございます。一方、観光課は観光統計などを集計しながら、観光の総合企画などを定めまして施設の整備や管理を行っている、これはまず一つでございます。そして国や県、近隣自治体、各種団体との連携調整を図っているところであります。一例を挙げますと、少し紹介させていただきますが、国との連携においては、昨年と一昨年に実施した観光庁の事業でございますけれども、これもでございますし、先ほど質問の中にもありました重点道の駅関連、これもでございます。観光庁の事業では、観光協会を含む観光振興プロジェクト、これをつくりまして取り組んでいるわけでありまして、重点道の駅におかれましては、国土交通省、秋田県、由利本荘市及び由利本荘市にある五つの道の駅、これと連携をしながら取り組みを今後してまいりたいと思っております。

県との連携については、今、拠点センターつくりますが、未来づくり協働プログラム事業、由利地域観光振興機構関連事業、重点エリア観光再構築事業、環鳥海地域連携事業などがございます。他市町村との連携では、きらきら羽越観光圏整備事業や鳥海国定公園開発協議会事業、由利地域食・農——食べる食ですね、食・農・観——観光の観ですが、推進事業などにも取り組んでいるところでございます。

当然ながら所管する施設もあるわけです。例えば鳥海山5合目の鉾立の関連施設、仁賀保高原の施設、鶴泉荘、温泉保養センターはまなす、それから道の駅、中島台レクリエーションの森、元滝伏流水、奈曽の白滝園地、各海水浴場、三崎公園などの管理運営を行っているところでございます。これは一例でございますが、観光課は観光振興全般にわたり施設の整備と管理運営を行い、協会はそうした情報を共有しながら、観光の最前線で実行部隊として活動していると、そのような状況でございます。

このような形でそれぞれ役割を持ちながらやっているわけでありまして、しかしながら市としての観光振興の方向性については、観光課で把握している情報、あるいは観光協会が持つ観光客からの生の声などを共有しながら、今までは連携はしてますけれども、より一緒に入ることによって一体となった観光振興、これが可能になると、そのように考えております。

一般的には市の職員というのは、ある程度の年数でサイクルで変わりますから、また一から変われば一から観光という形になりますけれども、観光協会の職員はやはりそれをずっと持つてくるわけですね、知識も。ですからそういう形の中で連携することによって、観光振興にいい影響を与えてくれるのではないかなと、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 市長から今答弁いただきました。さまざま県もしくは由利本荘市さんとのいろんなそのプロジェクトの中で今進行進んでいるということは十分わかりますけれども、ごめんなさい、私の質問の仕方が悪かったのかもわかりませんが、ちょっと私、視点がずれてましてですね、逆に端的にお聞きします。今現在、来年春の観光拠点センターオープンに向けて、市の観光課と観光協会との間で、今この時点です、連携に向けた協議、話し合いというのはされているのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 連携については、これまでの日常の協議の中で観光課と観光協会、これやってるわけですが、具体的にはこれから本格的に議論されることだと考えております。

いずれにしても、観光課と観光協会が一つの建物に入ってそして観光振興をやるということは、やはりにかほ市の観光に対する本気度が見えてくるのではないかなと思います。そのことが観光関連業者、旅館・ホテルとか土産品とかそういうところに波及してほしいな。じゃあ行政と観光協会がこのように観光振興やってるので、我々も別の部分で何とか頑張ってみようかなと、というような波及効果を与えることができれば大変ありがたいな、そのように思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 今、市長の答弁ありましたけれども、であればなおさらですね、もうオープンに向けて1年切ってるわけですから、観光協会と市の観光課の間での協議というのは当然今は進められていなければならないものと思いますけれども、その点についてちょっとお伺いします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 具体的なこれまでの話の内容等々については、担当の部課長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（雇用対策政策監）（佐々木敏春君） 市の観光課と観光協会の協議についてでございますけれども、来年の春、一応4月からオープンに向けて一緒になって業務を行っていくという形、同じ建て屋の中に事務所を構えるという格好になるわけでございますけれども、今現在は建て屋は離れた事務所になっておりますが、実際いろんなイベント、あるいは観光協会の運営等につきましては、日ごろから連携をとりながら協議をしているという状況にありますので、その延長線の中でいろいろ協議を行っていくという流れになっていくのかなというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） ちょっと正直いまい伝わってきません、内容に関して。同じ観光拠点センター内に市の観光課と観光協会が入ると。ワンストップ型で総合的な観光案内をしていくんだというのは、市長の以前、一般質問の答弁にも答えられておりますけれども、その具体的にどういふような連携をとっていくのかという点がちょっといまいこの時点で見えてきません。ただ同じ建物に入っているっていうだけでは、だけなような感じがしてですね、平面図を見せていただいたん

ですけれども、観光課と観光協会との事務所は双方ばらばらの位置に位置しております。これだけを見れば場所の遠い近いということが余り問題ではなくてですね、わざわざ両者を近くに移動させるというのであれば連携体制をうまくとっていき、構築していくことが必要なのかなと思いますけれども、例えば観光客の声を共有して生かす仕組み、職員が常駐することで観光客に対していつでも情報提供できるような環境、観光客にとっての安心感を与えてですね、また来たいと思わせる環境をつくることだと思うんですが、その内容に関してはこれからだということなのではないでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 建物の平面図では観光課と観光協会が別の場所になってますが、観光協会のところには私としては観光課の職員も一緒に配置すると、そういう考え方でおります。残念ながら観光協会の組織の体質そのものが、そんなに強いわけではありません。ですから、一緒になって観光協会のサポートをしていくと。観光課が。ですから、これまで以上に連携をとりながら、あるいは協会をサポートしながら、観光協会の運営にも支援をしてみたいなと、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 今、市長の答弁にあったようであれば、なおさらもうやはり中身に関しては話進めていかなければいけない時期だと思います。ぜひ今後ですね、前向きな両者の連携と取り組みについて議論を深めていただきたいなと言うふうに思います。

次の質問に移ります。

(4)観光拠点センターの整備を含めた「鳥海山を核とした広域観光プロジェクト」では、年間利用客数を70万人と見込んでいるようではありますが、具体的な計画とその根拠をお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 今の質問については、担当の部課長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（雇用対策政策監）（佐々木敏春君） そうすれば、私の方からお答えをいたします。

結論から申しますと、鳥海山を核とした広域観光プロジェクトで見込んだ年間利用客数70万人につきましては、目標数値でございまして具体的な数値の積み上げなどの根拠はございません。

鳥海山を核とした広域観光プロジェクトでは、平成25年度に秋田県市町村未来づくり協働プログラムといたしまして、県と由利本荘市、にかほ市の三者で協議を重ね、計画を策定したものであります。そこでは、道の駅象潟「ねむの丘」における平成24年度入り込み客数の実績が約54万人でありましたので、当初の目標数値を約1割増の60万人としておりましたが、当時の県の観光文化スポーツ部長さんからもっと夢のある目標数値を設定するべきではないのかとの助言がありまして、県と両市の担当者間で見直しを行った結果、新たな観光拠点センターが整備されるということでもあり、実績54万人に30%を上乗せをいたしまして70万人の目標数値を設定したものであります。

目標とする数値は大変大きいわけでございますけれども、観光拠点センターの整備を契機といたしまして、由利本荘市をはじめ関係機関や各種団体との連携強化によりまして、魅力ある受け入れ態勢の構築を図りながら一人でも多くの方から利用される施設として整備を進めていかなければならないのかなというふうに考えております。以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 部長、当初の目標としていた目標を県の方から言われたから上方修正したということでしたけども、だからその具体的な計画をお聞かせ願います。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（雇用対策政策監）（佐々木敏春君） 具体的な、どこの施設でこういった具体的な入り込み客数の見込みがあるのか、こういった積み上げというのはございません。あくまで前年度の実績に基づきまして目標数値を設置したと、こういうことでございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 当然、前年度の実績を加味して目標設定するのは当然ですけども、今現在、約54万人ですか訪れていて、それを70万人に設定したということは、やはり70万人集客するんだという意気込みのもとで設定したのであるなと思います。その70万人にもっていくための具体策というのは全然考えていないんでしょうか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（雇用対策政策監）（佐々木敏春君） あくまでも30%上乗せをしようということで担当者間では決定をいたしました。ただし、その具体的な根拠ではないんですけども、直販施設等ではある意味で10万人くらいの増は見込めるのではないかというふうにも考えております。由利本荘市、あるいは6駅連携というのもございまして、その辺の連携の仕方ではそのくらいの数値が見込められるのかなという、こういうふうなことで30%という数字になったものであります。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） ちょっといまいまだ伝わってこないというか、見えない部分が多々あるんですけども、このにかほ市総合発展計画の中でですね、魅力ある観光の促進という項目の中でですね、これまでの実績と今後の目標というところの項目を見てみますと、平成23年度目標では年間観光客数30万人という目標を設定しておりましたよね。それが平成28年度目標は250万人と下方修正されております。また宿泊者数においても、平成23年度目標30万人に対して平成28年度目標15万人、これもまた下方修正しております。また主要観光施設の入り込み客数、平成23年度目標275万人に対して平成28年度目標では230万人と、これも下方修正されております。これまでににかほ市においてもですね、観光振興においてさまざまな手段を講じてきたとは思いますが、しかしながら、残念ながらこの示された数字からはですね、決して成功とは言えない結果となっているのが否めません。このようなことを踏まえて今回、鳥海山を核とした広域観光プロジェクトで年間利用客数70万人と見込んでいます。これもただの目標で、目標は立ててみたものの結果的にはだめでしたでは許されないと思うんです。これまでの経緯というものを踏まえて、市長、考え方をお聞かせ願います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 確かに観光客の数値については、下方修正したことは事実であります。やはりその時々社会情勢もありますし、そういうことが影響した場合も多々あるわけです。ただ今回の70万人については、例えば先ほど担当部長がお話したように、象潟道の駅で由利本荘市にある五つの道の駅もここで一緒に物販をやるようなイベントもやります。それから、今の新しい観光拠点センターの飲食とかそういう部分についても、今までは大体6時ごろで終わっていたんですよ。物販、特に魚屋さんとかね、そういう形のもの。これはね、飲食伴うものについては今度は夜もやりましょうと。夜も観光客がここに来て飲んだり食べたりするような時間帯を設定しましょうと。そういう積み重ねで何とか70万人を達成したいと、そういう目標数値でございますので御理解をいただきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） この項目についてもう一つだけ、やはり観光拠点センターを建てるということが目的ではないと思っております。箱物を建てるということは、あくまでも一手段であって目的ではありません。年間入り込み客数70万人と掲げている以上、目標達成に向けて具体的計画がなされなければなりませんし、初年度はある程度の入り込み客数見込まれると思っておりますけれども、これがやはりイレギュラー的ではなくて、2年目以降も交流人口拡大の持続可能性というものを見据えて進めていかなければなりません。そしてですね、またこれ、この事業ですね、日沿道開通後の対策を見据えた事業内容と位置づけられておるようではございますけれども、日沿道、これ象潟から酒田みなとまでの開通というものを見据えてですね、既に隣の遊佐町ではパーキングエリアタウン創造事業というものが進められております。この施設は日沿道と一般国道から双方から乗り入れが可能であるようであり、日沿道及び一般国道利用者の休憩施設、観光物産情報の発信が目的で、地域物産等の産直施設、コンビニ、観光案内所、公衆トイレ、ガソリンスタンド等々が整備されるような施設で、かなり利便性が高いものなのかなというふうなことが想像されます。県境を挟んですぐ目と鼻の先のこの遊佐町での、競合せざるを得ない、競合する施設となり得るこの遊佐町のパーキングエリアタウン構想の取り組みも十分これ注視していかなければならないんだろうなと思っておりますけれども、観光拠点として情報発信する、ドライブ中に立ち寄ってもらい、目的はさまざまあるでしょうけれども、何度も足を運んでいただけるようなそんな魅力づくりというのは本当に、このにかほ市における観光拠点センターにおいては本当に重要だと思っております。その点について市長いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 遊佐町での計画、それは十分私も理解をしております。当然、象潟「ねむの丘」に目的地として立ち寄ってもらえるような形のものも、これからさらに充実していかなければならないと考えております。

遊佐町で整備する区域については、今の段階では税金で高速道路つくっておりますから、今の法律では公団でつくったような高速道路のサービスエリアとかパーキングエリア、これは今法律の上でつくることができません。ですから遊佐町の場合も国道345なるのかな、345から上がるわけです

けども、その上がるところにつくるという形になってますけどもね。魅力づくりはこれでいいということはありませんので、これからもいろいろ創意工夫をしながら取り組んでいきたいと思ひますし、一つはまた2次交通アクセス、これも構築しなければならぬと思ひます。これは主要な空港、あるいは駅、それと象潟駅や観光施設と連絡する部分、こういう2次交通アクセスもこれからさらに重要になってくるのではないかなと思ひますので、目的地となり得る道の駅の整備に向けて頑張っていきたい、そのように思ひます。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） それでは、大きな項目2、鳥海山・飛島ジオパーク構想についてであります。

今年度から、にかほ市、由利本荘市、酒田市、遊佐町の4市町は、平成28年中の日本ジオパーク認定を目指し、にかほ市象潟庁舎内に「鳥海山・飛島ジオパーク構想推進協議会」事務局を設置し、準備が進められております。

当該構想は、鳥海山周辺及び飛島をその範囲とし、私たちが暮らす地域の成り立ちや、地形・地質、郷土の歴史と文化を学び、ふるさとのよさを再認識するものでありますが、市民の認知度、あるいはジオパークへの関心は低いようにも感じます。認定に向け動き出しているまさに今、以下の点でお伺いをいたします。

1つ目の質問、ジオパーク認定に向けて、現在の進捗状況と課題についてお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ジオパークの進捗状況についての御質問でございますけれども、御承知のように今年の3月24日、3市1町の商工団体、観光協会、農協、漁協、青年会議所など19の団体を委員とした協議会を設立しました。協議会の会長は私が担うことになりましたが、現在、事務局を象潟庁舎の1階に配置して、それぞれの市・町から職員1名、そして専属研究員を加えた5名体制でいろいろな作業を進めているところでございます。

主な活動内容についてでございますが、まずは県内三つのジオパーク指定がございます。そして、ここに協議会がありますので、日本ジオパークの準会員として——今準会員になってますから、準会員としてこの協議会へ加盟させていただいたところでございます。そして、そのネットワークを活用しながら、湯沢ジオパーク、男鹿半島・大潟ジオパークなどを訪問して、視察と活動内容などを勉強させていただいているところでございます。

そして、この5月の23日、これは土曜日でしたが、私も行きました。千葉市で行われた、今年度の日本ジオパーク認定を目指している候補地の公開プレゼンテーションがございました。来年度は私も本協議会も日本ジオパークの認定を受けるためにプレゼンテーションを行いますけれども、課題としては認知度の向上が挙げられます。日本ジオパークの認定を受けるためには、最も重要な要素は、住民の皆さんがどれだけジオパークを知っているかであります。審査員の現地調査では、ジオパークを知ってますかと突然住民に聞く場合もございます。その中で、いや全然わからないと答えられると、やはり認定は受けることができません。ですから、住民の皆さんにジオパークに関心

を持ってもらう、この対策が大きな課題でないかな、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 今、ただいま市長から御答弁いただいたのは、(2)の方にもかかわってくださると思います。

次の質問に移らせていただきます。市民のジオパークに対する認知度の向上と、今後のジオパークのかかわり方について、どのようなことを進めていくのか改めてお聞かせ願えますか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 認知度を高めるためにどういう対策を講じるかという御質問でございますけれども、この課題に向けては、小中学生を対象とした学習会、あるいは市民向けのガイド養成、こういうことも考えております。何とか事務局の方にはいろんな形で出前講座をやれと。例えば、町内会長会、あるいは今日お越しの婦人会とかね、それから各集落でやってるサロン——集落サロン、こういったところにもいろいろ出てPRしてジオパークの認知度を高めてほしいということは、事務局に要請しておりますし、これからそういう形の中で取り組んでまいりたい、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） ただいま市長の、ただいまって先ほどもそうですけれども、市民の認知度がやはり重要だということで、私もその点に関してはすごくそのように思います。NPO法人日本ジオパークネットワークの審査により認定されますけれども、認定のためにはジオサイトの価値、協議会の運営体制、それから何よりも、先ほど市長の答弁もあったように住民へのジオパーク活動への浸透度、これがまさに重要になってくることと思います。私はジオパーク認定に向けて動き出しているまさにこの段階から、やはり市民の参加が一番重要だと考えます。なぜならジオパークの第一の目的は、市民がふるさとのよさを再認識することに一番の目的があるからです。市民で知識を共有すること、後世に伝えること、そして外へ発信すること。認定に向けた動きの中で行政だけが盛り上がるのではなく、やはり先ほど19団体の設立に向けて団体を設置したという話もありましたけれども、こういった様々団体もしくは研究者はもちろんですけれども、市民をどのように巻き込んでいくのかが重要になってくるんだと思います。いわば参加ではなく参画の観点からでございます。その点について、具体的な計画等々ありましたらお聞かせ願います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 3番の質問とちょっとだぶる部分が出てくるかもしれませんが、先ほど申し上げた出前講座、そういうものを実施しながら、あるいは場合によってはジオサイト、ここの特色はこういう特色がありますよという、現地を見る機会——市民の皆さんが見る機会、こういうことも企画していく必要があるのではないかなと思っております。

いずれにしても、最大の課題は住民の皆さんに認知してもらうと、これがジオパークを認知してもらうということが最大の課題でありますので、そうした取り組みを充実してまいりたいと

思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） ぜひその点について御努力いただければなというふうに思います。

私、前職時代、実は湯沢の稲川です、6年半過ごさせていただいた経験があります。そのときにちょうどこの湯沢市さんは、ジオパーク認定に向けての動きを歩み出した時期でありました。やはりジオパークという、まずその用語をですね外に発信していくこと、今考えればですよ、あの当時私、ジオパークと聞かれてもぴんと来なかったんですけども、今思えば、やはりあのとき湯沢市さんでは一生懸命こう、ジオパークという、まず用語、外に発信することにすごく力を注いでおりました。ぜひ、まずは批判も覚悟の上で、まず市民の皆さん方に発信していくと、そしてイコール、キーパーソン、住民のキーパーソンを増やしていくということが、この認知度向上につながっていくのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

ジオパーク認定は、にかほ市にどのようなメリットをもたらしますか。また、認定後は他の3市町とのどのような連携を図っていくのかお聞かせ願います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ジオパーク認定によるメリット、他の市町とどういう連携していくかという御質問でございますが、鳥海山と飛島の一帯地域がジオパークとして認定を受けることは、目的ではありません。最終的な目的ではありません。認定を受けてから、また認定を受けたからすぐに観光客が増えるものでもございません。しかしながら地域の皆さんが、自分たちの生まれ育った地域や観光資源となっている獅子ヶ鼻湿原、仁賀保高原などのジオサイトの成り立ちを学ぶことで、地域への愛着心、そういうものが育まれるのではないかなと、そのように思います。特に子供たちが、にかほに住みたい、あるいは、にかほ市に帰ってきたいと思えるような、そんなまちづくりにジオサイトを活用していきたい、そのように考えているところでございます。

最近全国で地震や噴火が相次いでおりますが、この地域もいつ鳥海山が噴火するかもわかりません。また、地震が起こるかもわかりません。

先日、日浴道の象潟ICインターで、鳥海山の山体崩壊によって倒された埋もれ木が発見されました。鳥海山は、学者の話では60万年前にできたそうでございます。そして、この山体崩壊、これは2500年前に山体崩壊があつて、仁賀保から象潟町の今の地形がこの山体崩壊でできたわけです。ですから、このような鳥海山や飛島の歴史、そういうものを学びながら、これからの防災教育にも役立てていきたい、そのように考えております。

認定後の連携についてであります。鳥海山と飛島を核として地域教育、防災ジオパークに関連する研究大会、あるいはスポーツイベントの開催による交流人口の拡大、食文化の発信など、様々な場面でこの地域の魅力を発信できると思いますので、この4市町が連携をしながら様々な取り組みも考えられるわけでありますので、共通認識としては、この知ることによって、知れば知るほど、このふるさとを自慢できるのではないかなと思います。そのほかにも酒とか食を通じたツアーの企

画、あるいはジオサイトの写真コンテスト、先ほど申しあげましたがスポーツイベントなどを、例えば今連携してる4市町が一緒になって取り組む。今年も、遊佐町で始まったシートゥーサミットは本荘で開催します。ですからそういう形のものを持ち回りでやりながら、いろいろとこの地域の連携を強めて、そして交流人口の拡大などにもつなげていきたいし、また、地域からの盛り上げ、これが一番大切でありますので、こういう盛り上げをしながら取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆さんからもいろんな場面で応援してほしいなど、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） このジオパーク認定に関してはですね、地方創生の観点からも一翼を担っていくものなのかなと私は考えております。高度経済成長期以降、人口流入によって東京圏に人口が集中し、国際的に見ても首都圏への人口増加というものが著しく高い日本であります。さらに今現在も上昇傾向にあるということから、これを踏まえて、ひと・まち・しごと創生の総合戦略の中でも東京一極集中の是正もうたわれております。改めて自分たちの住んでいるこの地域を見詰め直すきっかけとなる、それが一つのジオパーク、一つの道具であると思います。ひいては、それがジオサイト、ジオツーリズムにつながって行って、最終的には観光につながっていけば、この事業は大成功になるのではないかなというふうに思いますので、今後の取り組みに期待をしております。

それでは、時間も迫っております。次の項目に移らせていただきます。

3、閉校となった小出小学校の利活用についてお伺いいたします。

小出小学校は、平成26年度をもって140年の歴史に幕を下ろしました。子供たちや職員、地域の方々が集い、生き生きと輝いていた校舎が今はただひっそりとただずんでいる姿は、地域にとっては何とも言えない寂しさがあります。

これまで、閉校後の利活用に関しては多くの議論や話し合いがされてきましたが、改めて以下の点でお伺いいたします。

(1)閉校後の校舎利活用の方法に関して、これまで市で検討してきたものはありますか。また、これからの計画についてお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 閉校になった小出小学校の利活用についての御質問でございますが、これまで、前にも議員の方から質問がありましたが、企業等で活用すれば一番いいなということで思っておりました。県外の企業でありましたけれども市内のいろんな施設を見て回ったわけですが、これも小出小学校についても、まだ閉校前ではありましたが見ていただきました。何とか工場として活用できないかということで見えていただきましたが、活用意欲が結構あったんですけども、今の段階ではこの話は棚上げ、終わったわけではありませんが、前には進んでいないという状況でございます。

また御承知かと思いますが、小出会長会からは、一つとして特別養護老人ホームとして活用できないか。そして、あるいはスマイルのようなりハビリ施設、パオの利用者の宿泊施設、小出

小学校の歴史を伝えるギャラリー、イチジクの加工所、小出郵便局の移転、診療所及び老人が集える施設などの要望等ございましたけれども、いずれも相手がある話ですので、なかなか実現することは難しいと考えております。ただ教育委員会では、遊佐町にある旧菅里っていうんですね、中学校を活用した歴史民俗学習館、これはにかほ市にも農機具とかいろんなものがあります、いっぱい。今収納してますけども、そういう形のものを展示して、昔の農家の様子を体験できるようなそうしたものに活用できないか。あるいは、大仙市にある子ども・若者総合支援センターのような、不登校の児童生徒や引きこもり若者の支援拠点として利用できないかなどということで、教育委員会サイドではこうした施設も行っているところでございます。

私は、前にもお答えしておりますが、廃校等になった校舎については、基本的には工場として機能が活用していければありがたいし、あるいは法人や各種団体等が設立されて、地域と一体となって活用するようなそういう取り組みであれば、これを残してやる方法もあります。ただ、御承知のように合併11年目から地方交付税が減らされてきます。今の段階では単年度で最大、私は8億円、今50億円ちょっとありますけれども、交付されてますけれども、8億円、単年度で交付税が減らされます。おおよそ8億円。ですから、こういう財政環境が大きく変わる中で、今あるものをどんどん残す、使っていないけども残しているいろんな形に使っていくというふうな状況にはなりません。ですから、これからは、これも申し上げておりましたけれども、平成28年度中には国の方に、にかほ市で抱える公共施設をどうしますかという計画書を提出しなければなりません。この施設については統合していく、一方を壊します、あるいは一方は残して活用します、こういうものを提出していかなければなりませんので、今年1年かけて、平成27年度かけて有効な利活用の方法があるかどうかを検討してみたい、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 今、市長の考えの中でですね、例えば民間企業に貸し出しするというふうな、貸し出しというかですね活用していただくような考えもあるようです。例えば、最近の例ですと湯沢市の例、廃校舎などを有効活用に向けて、市の遊休公共施設等利用促進条例というものを制定して、これは土地・建物も取得費や賃貸料を優遇することで民間企業に施設を利用してもらい、地域活性化や雇用機会の拡大につなげる狙いがあるようでございます。正規職員1人以上を新たに採用することが条件。また、事業者は財産評価額の1割で土地・建物を取得できるほか、賃貸の場合でも年額1.4%——通常5%のところを1.4%で借りることができる。10年間利用した場合は無償譲渡すると。さらには施設改修の助成、上限5,000万円ですけれども、こういった助成も受けられると。また、固定資産税は3年間免除と、こういうふうなことで条例を制定して今募集をしているようでございます。同様の例は2013年に大館市でも制定しているようで、雇用拡大につなげたという点が評価されて内閣府の全国地方分権優良30事例というのにも選ばれております。こういった他市の例も踏まえながら、ぜひ民間企業への利活用ということも進めていただきたいなというふうに思います。

時間がありませんので次の質問に移ります。

東日本大震災以降、災害や防災に対する意識が高まってきております。にかほ市においても災

害に対しての備えをこれまでもしているかとは思いますが、改めて廃校となった小出小学校を、災害があった際に迅速に対応できるように備えておく一つの地域防災拠点として活用できないでしょうか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 旧小出小学校を防災の観点から活用できないかということでございますが、それぞれ災害に応じて避難場所はそれぞれの自治会でも決められていると思いますが、小出小学校はにかほ市の地理的な形から見ると大体中心でございます。そして道路も整備されておりますので、防災拠点としての条件は整っていると、そのようには思います。

そこで活用ですが、現在のにかほ市地域防災計画の中では、例えば大規模な災害があった場合は応急仮設住宅のような利用の方法、あるいは大規模な災害に対応していくために、自衛隊や広域支援隊のベースキャンプ、あるいはボランティアの宿泊施設、こうしたことに活用していきたいということで地域防災計画の中には掲げております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 小出小学校の位置からしてもですね、大規模災害が、地震があった際、日本海側からの距離を考えると津波の心配はなさそうだと位置にもあります。逆に災害想定シミュレーションの中においては、にかほ市内で地震発生時に津波の被害が受けられる地域も想定されております。小学校の体育館をすぐさま避難所として開設できるような体制づくり。また、それに備えて、ある程度の人数的な食料や毛布、衣服も、空き教室の一つを利用して備蓄しておく。また、グラウンドのスペース、今市長からもありましたけれども、仮設住宅の建設なんかもできるでしょう。また、緊急時、災害時にはヘリコプターは航空法によって制限された場所以外へも離着陸することができますが、ヘリコプターの緊急離着陸場としてもグラウンドを活用することもできるでしょうし、また、今現在ですね防災課の方で、今年度予算に新規で防災士育成補助として計上しております。こういった防災士が誕生した際には、連携して災害あるいは防災への備えとして活用をできないでしょうか、改めて市長の考えをお伺いします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 今の質問については、将来にわたって施設を残すという考え方なわけです。ですから先ほどお答えしたように、どういう形で残すのか——小出小学校を残すのか、あるいは解体してしまうのか、このあたりは総合的にいろいろ部内で検討しながらその結論を今年中には出したい、そのように考えますので、それまで待っていただけますように御理解をいただきたいと思えます。

●3番（佐々木雄太君） 終わります。

●議長（菊地衛君） これで3番佐々木雄太議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩いたします。再開を11時15分とします。

午前11時01分 休 憩

午前11時14分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

次に、16番宮崎信一議員の一般質問を許します。16番議員。

【16番（宮崎信一君）登壇】

●16番（宮崎信一君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

はじめに、雇用支援対策助成事業についてお伺いをいたします。

3月定例議会において同僚議員から質問がありました。重複する部分もあると思いますが、よろしくお伺いをいたします。①から④まで一緒に質問いたしますので、よろしくお伺いいたします。

一つ目です。市内事業所数と従業員数について、また、市内事業所数のうち、社会保険加入事業所数についてお伺いいたします。

二つ目、平成25年度及び平成26年度に、市の雇用支援対策助成事業を利用した事業所数と雇用者数について伺います。

三つ目、助成事業が始まってから、これまでに条件変更等がありましたらお伺いいたします。また、その経緯と変更した内容についてもお伺いします。

四つ目、3月定例会の中で、「国の制度を活用しながら、既存企業における人材確保のために、制度の構築とその仕組みをつくっていききたい」という答弁がございました。県・国における雇用に対する助成事業及び、これらを踏まえた上で市独自の助成事業を考えているのか、計画しているのかお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、雇用支援対策助成事業の各項目の質問でございますが、これについては担当の部課長等からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（雇用対策政策監）（佐々木敏春君） それでは、雇用支援対策助成事業についてお答えをいたします。

最初に、市内事業所数と従業員数でございますけれども、3月定例会でもお答えいたしました。平成24年2月1日実施の経済センサス調査では、1,258事業所となっております。正社員と正社員以外のすべての従業員を対象とした全社員数は、1万807人となっております。また、社会保険加入事業所数は、本荘年金事務所によりますと314事業所となっております。これには、市内に本社・本店等があり、そちらで一括加入している事業所等は含まれておりませんので、それらを含めた総数の把握につきましては、できる状況にはございません。

二つ目でございますけれども、平成25年度と平成26年度の緊急雇用促進助成金と雇用支援対策助

成金の実績についてでございます。

最初に、市内事業者を対象といたしました緊急雇用促進助成金ですが、平成25年度におきましては29事業所で97人を雇用してございます。内訳でございますけれども、新卒者が5人、離職者が92人という内訳でございます。平成26年度におきましては、33事業所で87人を雇用してございます。新卒者が13名、離職者が74人という内訳です。

また、由利本荘市の事業所を対象としております雇用支援対策助成金についてでございますが、平成25年度、11事業所で12人、新卒者7人、離職者5人。平成26年度は、11事業所で17人、新卒者7人、離職者が10人となっております。

次に、助成事業が始まってからこれまで変更された助成条件等についての経緯と変更内容についてでございますが、平成20年にリーマンショックに端を発した世界同時不況により、にかほ市内の新卒者等の雇用状況も急激に悪化をしております、これを受け緊急雇用対策として、まず平成21年度に緊急雇用促進助成金を創設いたしております。当初の要綱では、交付対象事業者を正規雇用契約を取り交わした事業者としておりましたが、雇用された方の身分保障等を担保するために、平成22年度に正規雇用契約を取り交わした雇用保険適用事業者としました。また、3ヵ月以内に離職があった場合は補助金を返還するとする内容を追加するなど、改正を行っております。また、雇用された方の身分保障等を担保するために、同様の措置で、平成25年度に正規雇用契約を取り交わした社会保険及び雇用保険適用事業所と改正するとともに、3ヵ月以内に離職があった場合は補助金を返還するという内容を、6ヵ月以内の離職にするなど改正を行っております。

これら制度創設当初では、一人でも多くの方の働く場の確保を至急に図ることを最優先として制度設計をしております。その後、国や県による各種施策、市におきましてもコールセンター等の誘致などにより、多種多様な雇用対策を行ってきた結果、景気の回復と相まって雇用状況は徐々に改善をし、雇用拡大という本制度の当初の目的は達せられる段階を迎えたことで、課題として残っておりました雇用された方々の職場定着や待遇改善を促進する補正へと移行してまいりました。そのほかにも幾つか改正点がありますが、いずれもその時々々の経済情勢や雇用情勢を考え、他の施策とバランス等を考慮しながら改正を行ってまいっております。

もう一つの制度でございますけれども、雇用支援対策助成金は、由利本荘市と連携をいたしまして平成24年度より開始した事業でございます。にかほ市民を正規雇用した社会保険及び雇用保険適用の由利本荘市の事業所を対象として、当初は離職者の雇用に限定しておりましたが、平成25年度から新卒者も対象とすることに改正をしております。緊急雇用促進助成金同様、離職者対策から若者の職場定着へと雇用情勢に合わせて改正を行っております。

次に、4番目でございますけれども、3月議会の一般質問の答弁で、既存企業における人材確保のために、国の制度活用を検討しながら市独自の制度の構築を図ってまいりたいと述べましたことへの具体策の件についてであります。

これまでも、にかほ市企業人材育成支援センターを設置し、その時々々の経済雇用情勢等に応じた企業人材の育成に向けた施策を講じてまいりましたが、このことにつきましてもこれまで何度か説明してまいったところでございます。今大きな課題となっている地方における人口減少は、消費市

場における規模縮小だけではなくて、深刻な人材不足を生み出しつつあります。企業においても、将来を担う人材を確保することが存続にかかわる重要な事項となってきております。このことについては、雇用条件や若者から選択される職場環境の向上など、個々の企業における努力も必要でございますけれども、単に企業に対する助成事業による支援だけでは解決の糸口が見出せない事柄でございます。人口減少と、それによる経済縮小に直面する地域全体の大きな課題であろうと考えております。

その克服に向けては、今、国及び地方公共団体が、住民とともに問題意識を共有しながら人口減少克服として取り組もうとしている、地方創生事業として捉えられるものであろうと考えております。国は、大都市には企業活動の経験豊富な30代、40代の人材に余裕がある一方、地方にはこうした人材が不足しているとしまして、国が地方に示した総合戦略では、地方への移住・定着を促進するための仕組みの確立が必要であるとしております。このことから、一つには、企業人材の確保の観点で都市圏に住む若者が地方での就労を考え、選択するための情報を提供する仕組みと、もう一つは、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成する受け皿の整備が必要であると考えているところであります。

今後、地方創生に向けた国の施策等を視野に入れながら施策の具体化に取り組んでいくこととなりますけれども、とりわけ早急に取り組むべき事項といたしまして、にかほ市を進学や就職のために離れた若者に対し、にかほ市の企業の情報や就労の情報等を積極的に伝えるため行政の側からアプローチを図るなど、可能な部分から具体化を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） 何点か再質問させていただきます。

はじめに、平成21年から始まった助成事業、平成22年に雇用保険を担保とする、いわゆる雇用保険かけてる事業所でなければ助成は受けない。そしてまた平成25年度からは、今度はそれにプラスで社会保険加入の事業所。

この際、最初にお伺いしますが、この変更の際に商工会の助成事業の担当者並びにハローワークへの、いわゆるこういうふうに変ったというふうなお伝えをしておりましたか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（雇用対策政策監）（佐々木敏春君） 制度等の改正につきましては、工業振興会、あるいは関係の機関等には連絡をしながら、連携をしながら制度の普及を図っております。

リーマンショックの対策を、その後、中核企業の契約解除という問題がございまして、雇用と経済に対する連絡会議というのを、由利本荘市、それからにかほ市管内でハローワークも交えて連携をしながら情報交換を行ってきておりますので、この場におきましても制度の改正等につきましては周知を図っていると、こういう状況にあります。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） 周知を図っておったということですが、残念ながらすべて周知になってなかったみたいで、前と同じようなことで申し込みをいたしましたら、社会保険加入事業所でなかったが

ために助成を受けられなかったと。この辺は言った言わない。それから文書でもしお互いにこの商工会の支援、いわゆる事業所を回っている方、それからハローワークさんが、文書的なものでの伝えはありましたか。間違いなくあったということで確認してよろしいですか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（雇用対策政策監）（佐々木敏春君） 制度の周知につきましてはインターネット等で周知もしてございまして、個々具体につきまして文書等での周知につきましては定かではありません。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） インターネット等で文書はなかったということで、インターネットを使わない方でしたら残念ながらそれは見れないわけであります。この辺を深く、履歴もありませんのでこれはこれで結構なんです、この最初に伺いました市内事業所数が1,258ですか、社会保険事業所が314、この数は5倍ですよ。社会保険事業所。で、社会保険をかけるということは会社の負担がいわゆる半分でございます。その中で、この助成金の額が20万円、これを例えば会社負担するとなると、ここまで計算しておられないでしょうからこちらから申し上げますが、基本給が18万円、通勤手当が1万円の方、月々2万6,100円の、こまい端数まではちょっと除きますが、これが会社の負担になります。そして、いわゆる年間でいきますと30万円強ですね。この助成金というのは本来、事業所側への助成金というのが重いのか、それとも勤める人に対する20万円という考え方なのか。私が今述べました数字を含めて、そしてこの事業所数が1,258に対して社会保険加入事務所が314、この辺を考えるとどう思いますか。この20万円の助成で会社の方の負担が30万円、御見解を伺います。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（雇用対策政策監）（佐々木敏春君） 制度についてでございますけれども、雇用環境の悪化に伴いまして、雇用環境が悪化しておりますので当然経済状況も悪化していると。そういう中で雇用の受け皿を企業の皆さんにつくっていただきたい、こういうことございまして、企業の方に対する一つの当局の思いといたしますか、何とか雇用を図ってほしいと、こういう思いで20万円を支給しているということでございます。

ただ、この雇用につきましては、雇用される側の離職者あるいは新卒者につきましても、雇用環境、雇用条件というのはしっかり確保していかなくてはいけないという、そういう経済情勢の推移に伴いまして、雇用環境の改善に伴いましてそういう面が出てきたと、こういうことでございます。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） 事業所に向けてのということでお伺い、理解いたしました。

そうやって、例えばこの314事業所なんか恐らく2名以上、3名、5名ぐらいの社会保険事業加入者、加入所だと思いますが、残りのこの数式でいくと900ぐらいは恐らくいわゆる一人親方みたいな、使ってももう一人ぐらいという、そういうふうな事業所ではないのかなというふうに思います。しかしながら、そういう事業所が私は今日のこのにかほ市を支えてきた事業所だと思うんです。最初に例えば一人二人しか雇ってないところで、じゃあ頑張ろうと、助成金があるから一人使おうと思っても、社会全加入だとすれば1年でマイナスです。私はやりません、こうでしたら。もし制度がいろ

いろのできるのであればですね、例えば今後半年間、その人間も使う、雇用する方も、本当にものになるのかどうか、これすら何ヵ月しないとわからないわけです。ですから、例えば申し込みは申し込みで受け付けて、3ヵ月、半年ぐらい雇用して、そしてまた再度お話し合いをした上で社会保険をかけてもいいような人材を、例えばその事業所で育成すると、そういう意味で受け付けをする、そういう形にはならないでしょうか。最初から社会保険加入事業所でなければ受け付けはしないというあり方はどうなんでしょうか、伺います。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（雇用対策政策監）（佐々木敏春君） 制度の運用につきましては、できるのであれば全部の事業所、個人の一人親方というお話しありましたけれども、個人事業所が731あります。法人というのが430というこういう内訳になっておりますけれども、こういった個人の事業所であっても制度に乗っけるとするのは非常に理想とするところがございますけれども、制度の運用上、要するにアルバイトの方もいらっしゃいますし、パートの方もいらっしゃいますし、辞めてはすぐまた採用するという、いろんな状況がございます。ですから、補助金を出す以上、制度として枠組みを決めないといけない。その枠組みの一環が、社会保険、あるいは雇用保険ということであるというふうに御理解いただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） ちょっとかみ合わないんですが、いわゆる、いいんです、そういうふうな当然予算組んでやるわけですから。ですから最初からそのありきではなくて、事業所に例えばこういうふうな育てて、1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月ぐらい育てて、社会保険かけてもいいよというふうな状況に応じたら、そのところで話し合いをしてその助成をしていくと、そういうふうな形にはなりませんか。もう一度伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 宮崎議員の質問の内容については十分理解はします。理解はしますが、助成金20万円だから雇用するというものではないと思います。ですから、当然事業者として企業展開していくためには、それなりの目標、あるいはいろんな形のものがある初めて雇用だと思わわけですが、今回の20万円については何とか少しでも行政として支援したいので、新たな雇用の拡大を目指している企業であれば何とか雇用していただきたい。そして雇用される皆さんも、ある程度社会的な保障となると、この社会保険、当然医療費の関係ありますから、そういうことに加盟していただきたいという両方の形を見ながらこの制度設計したわけでありますので、できれば30万円でも50万円でもやりたいんですが、ただ行政としてもそれなりの予算というのはありますから、今御提案あったことについてはちょっとこれから検討してみたい。6ヵ月なら6ヵ月の状況を見て、雇用保険にかかるのであれば対象にすると、最初はなっていないけども。そういう面については流動的に対応できるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） 今、市長の方から検討させていただくというお答えをいただきましたので、

この問題はこれで結構です。

最後に伺ってました、国の制度を活用しながらうんぬんというやつで、答弁がちょっと私はよくわからなかったんですが、Uターンしてきた方、それから育成される方、いわゆる助成事業、今、私がずっと質問してますこの助成事業に関しては、概ねこういうことがこのにかほ市で行われているのはすばらしいことだと思います。それにプラスで市独自の助成事業も、そういう人材確保のために今これからやろうとする、くしくも私も地方創生に関する議会の中での特別委員会の委員長になりまして、先立って会議を行いまして、この中にもございます。そういう中を含めまして、私がやる申し上げましたいろんな提案がございしますが、この先ほど数字で出ました一人で頑張ってる方、一人二人で頑張ってる方、こういう人たちへの、お金というものでなくても結構なんです、いろんな形で情報やら発信しているみたいですが、具体的にやはり仕組みをつくっていきたくてお申しておるわけでございますから、何か一つぐらい頭の中に考えていることございませんか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 定住に関する助成等については、一人とか子供の幾らとかそういう形があります。これは御承知のことと思いますが、これから取り組む地方創生の中で、例えば先ほど部長がお答えしたように地元の企業情報を提供したときに、いや、じゃあそれを確認したいという方もいるかもしれません。そういう形の旅費等を一部でも地方創生、国からのお金の中で配分できるかどうかについては、これは検討しなければならない、そのようには思っておりますが、今の段階で考えているのは、そういう形のものしかないのかなど。企業制度を使って、お金を使ってやるとすれば、情報を提供して、じゃあそれを確認するために地元に来てみていろいろ調査してみたいという形の中の、できれば片道切符ぐらいの形のものも当然考えてもよいのではないかなど、そんなところを考えているところであります。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

観光施設及び政策について。これは、私の前の佐々木雄太議員が一生懸命こう質問して御答弁をいただいております。でも、ここに通告してありますので一つ二つ違う観点で質問させていただきます。

にかほ市観光拠点センター（仮称）も、いよいよ本格的な着工に向けて動き出しています。この拠点センター内には、市観光課並びに観光協会がそれぞれの事務所を構えるとのことであり、今後の市の観光事業を進めるに当たり、この両者にどのようなかかわりを持たせるのか伺います。

特に、現在の観光協会の職員数を踏まえて、イベント事業における職員の配置など、どのようにかかわってくるのか伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 観光施設——観光拠点センターの整備に伴って政策的なことですが、先ほど佐々木雄太議員の御質問にもお答えしましたが、とにかく行政の観光課と観光協会はス

チームを組んで一体的にやると。これまでも観光協会の事業いろいろありますが、これは準備段階から、あるいは実施段階まで観光課の職員がかかわって、本番でも観光課の職員が出ていろいろサポートしているわけです。ですから、この体制についてはこれからも変わりありません。ただ、御指摘のように観光協会の組織的な力というのは、そんなにありません。ですから、これから、今事務局長がいない状況でありますので、こうしたことも含めて体質の強化には支援してまいりますけれども、まずは先ほど申し上げましたように観光課と観光協会が一体となって観光推進に取り組んでいく、そういう形を新たに構築してまいりたいと思います。

事務所についても、今の平面図では分かれておりますが、人員の配置は——すべてではありませんよ、観光課の職員も観光協会の中でいて、いろいろお客様に観光情報を提供するというふうな形のものも構築してまいりたいと。構築してまいりたいというよりも、今までもそういう形で協議をしているところであります。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） 今の答弁で私が危惧しておるところの大体のところは、こう出たような。いわゆる観光協会そのものの職員数、いわゆる今市長がおっしゃいましたが、事務局長もいない。二人ぐらいで、聞くところによりますとハローワークさんの方へ募集出しても来ないと。何で来ないんだと。条件が悪いんだと。そういう話であります。そうすると、どういうことになるか。一緒になって観光課とそこの中で一緒にやるわけですけど、例えば駅と、今、ねむの丘で二人、1名ずつおりますが、これ足りなければ課の職員を、今、一緒に事務所の中でというお答えもございましたが、休日はどうなさいますかと、そういうことです。いわゆる土日祭日を市職員が出てやるというふうにはいかないと思うんですが、そこら辺どうお考えですか。

●議長（菊地衛君） 答弁、観光課長。

●観光課長（佐藤均君） 私の方から、現観光協会のですねスタッフの状況と、今、土日の御質問もございましたので若干説明させていただきます。

現状におきましては、観光協会のスタッフにつきましては、正職員、臨時職員含めて現時点では5人体制で執務を行っております。先ほど市長の方からもお話がありまして、各種イベント等の実施におきましても、準備の実行委員会等への出席をはじめ、どのような形で進めるかも相談受けながら一緒にこう本番を迎えているような状況にあります。

土日の対応になりますが、土日につきましては、基本、象潟駅の案内所、それから今最近開設しておりますねむの丘の入り口左側にある案内所におきまして、観光案内業務等を行っております。ですから通常、今市長がお話した事務作業については、平日の勤務状態における事務所に一緒にいての対応という形になります。あと現状におきましては、土日でありましてこの後プレミアム宿泊券等の販売につきましては、職員も出てですね混乱を期さないように対応するようにしておりますので、内容によっては休日における職員の執務も検討していかなきやならんと考えております。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） 課長の方から休日の出勤もいとわれないというふうないいお言葉をいただきましたので、いや本当に誠に私が申し訳ないと言うのは変ですが、土日休みのところ出いただくわけで

すから、そこら辺のアフターケアの方は、課長、部長、それから市長の方でしっかりやってもらいたいと思います。その職員数が、誰がどう見ても足りないというのはもう本当、本当にこうわかってる次第で、それから一社になってからなかなかこう思いどおりに計画が進んでいないというのわかります。ぜひそのあたりを手助けしながらですね、数あるイベント、たくさんございますので、観光課と観光協会が仲よくイベントをこなして、そして皆さんに喜ばれるようなそういうイベントにしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問にまいります。

3番目です。新生児に助成金を。

以前、この場ではなかったか、それとも全協かちょっと私も記憶違いありますが、市長は、新生児に祝い金を給付しても、本当に産んでくれるかどうかわからないという答弁をされておりました。私も給付があればよいとは思っていますが、なかなかそう簡単にはいかないのも存じております。ましてや二人目、三人目と給付することもなかなか難しい考え方だなというの理解いたします。

しかしながら、一方で、この給付が子供を増やすための一助にもなると思っております。現在子育てをしている世代に対してアンケートなどで意見を聞くなど、取り組む考えはありませんかと思いましたら、地方創生に関するいわゆる、にかほ市人口ビジョン総合戦略策定に関するということでアンケートをするということで、ここの中に入る載っております。これでアンケートの方は確かになるということでございますが、給付に関しての金額等について——金額も含めてお考えをお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、新生児に対する助成金についてでございますが、これから地方創生の中でアンケートということも当然考えていかなければなりません、これまでもアンケートは実施してるんです。平成25年の10月に、にかほ市内に在住する就学前の児童及び小学生を持つ保護者全員1,894人を対象に、子育て支援に関するアンケート調査を実施しております。これは、にかほ市子ども・子育て支援計画の策定に当たってこのアンケートを実施しましたが、回答は82%の1,554人ほどから回答をいただいているところであります。その中で、すこやか子だから祝金事業について、「満足」「やや満足」と答えたのが合わせて46.8%です。「不満」「やや不満」と回答したのが15.2%でした。自由記載も設けて保護者の皆さんから意見もいただいているところでありますが、そんなにいろんな意見はありません。少ないとかそういう意見もありますけれどもね、意見をいただいておりますので、1回目の子育て支援計画の段階ではアンケートをとったということを御理解をいただきたいと思っております。

今、にかほ市では第2子に10万円、第3子に20万円、もとい、第3子に10万円、第4子に20万円という形ですが、御承知のように今晚婚化も進んでおりますので、二人目子供を生むということが大きな壁になってるというふうなものも新聞報道でありました。ですから、晩婚化によって一人は生みますけども二人目がなかなか生まれてこないというふうなこともありますので、このあたりをですね、今はありませんが二人目、二人目の形のところをどう祝い金をやるかということは、

私はこれから検討して、できれば新年度の平成28年度も予算には盛り込みたいな、そのように考えているところでございます。ちなみに隣の由利本荘市では第2子の祝い金もでございますので、先ほど、何回も申し上げますが、やはり晩婚化によって二人目が壁となっておりますので、ここを何とかね支援をして一人でも多くの子供さんが生まれるような環境に結びつけていきたい、そのように考えているところであります。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） その二人目というのが私の目指すところでございまして、何とかですね、今なかなか三人という家庭はございません。たまたまこの間、新しくですね入られた職員の方が四人目が生まれたとかという話で、いや、すばらしい人を雇ったもんだなと、そういうふうな人がどんどん出てくれば一番いいんでしょうが、その中で、この方式についてはやはり合計特殊出生率というのが全国レベルでも低下しております。ここの中でいくと1.4人、全国で。確か秋田県の場合1.34か35ぐらいだったと思います。そうすると増えていくのが2.04でしたか、07でしたか、そういう感じでないと増えない。そうするとですね、今まであげてきたというか、その3子のときに10万、4子以降に20万というのはちょっと、恐らくこのデータを、今までと違いますか昨年度何人あげましたかというデータを持ってないでしょうか、質問に書いてませんので、で、振っておりますがね、そこは聞きません。そこは聞きませんが、やはり二人目から、私はね二人目じゃなくて一人でもいいと思うんです、若干の。ただ、一人目に対してどのようなことを行うか。いわゆる一人目がうまくいけば二人目も生まれるという。自分もそうでしたので。実際、私は三人おりますのであれですが、どうしてもですね、これはいろんな人が言ってるんですが、最初の子の育児支援があって、いわゆる保育所やいろんな財政支援とか、そしてまたお母さんが今ほとんど働いてますので、すぐに復帰できるというような条件を備えて二人目という形になろうかと思うんです。ですから、私の言うこのあくまでも祝い金というのは、あくまでもその祝い金だけです。やはり一人、二人、三人と生める環境をつくるのが、この給付金制度の目的だと思うんです。ですから昨年度どのぐらい、わかりますか。それでは、ちなみに昨年度どのぐらいのお金を給付してるかお伺いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 平成26年度におきます、すこやか子だから祝金につきましての実績数値でございますが、第3子の方が21人、210万円でございます。第4子以降が6人、120万円ということで支給を行っております。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） そういう人数しか出ないんだと思います。三人、四人となれば。これは意外と二人はもうちょっと恐らくあがってくるのかなと思いますので、ぜひ市長におかれましては、最低2子、できれば1子の環境を整えた上での祝い金。今、いわゆるお産の場合はかなりの手厚くお金が出ておりますので、気持ちだけでもいいんじゃないかと思うんです。中身ではなく気持ちをこう出して、にかほ市ではこういう施策をしてると。子供にやさしいよと。それ以外のかほ市の手当ては、いや、私は日本で一番いい環境にあらうかと思えます。ですから、ここら辺を何とかしていただきたいという思いを込めて、市長に決意のほどをよろしく申し上げます。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 第2子の子宝賞については検討してみたいと、そのように答弁をいたしました。やはり子育てをする環境をどう充実していくかということだと思います。子宝賞、額上げたから子供がそんなに生まれるわけでもありませんので、例えば今、にかほ市の場合は中学校卒業まで——生まれた赤ちゃんから中学校卒業まで医療費は無料化してます。これは所得制限もありません。それから、保育園、保育園の保育料、保護者の負担分についても、通常保護者が負担しなければならない部分の63%を市が補填してます。その分、保護者の保育料を軽減してるわけです。今、地方創生の中で県等が第3子以降は無料化するか、無料化するような話もちょっと聞こえてきますけれども、そういうことも含めて子育て環境の充実を図っていききたい。一人でも多く生まれるような環境をつくっていききたいということで、宮崎議員には子宝賞ばかりにこだわらないで、2子ぐらいの形の頃からまず支援を検討してみたいなど、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。市長も申しておりましたが、やはり1子からのそういう環境づくりの方もあわせてやらないとこれ意味がないと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、4番目です。奨学金についてでございます。

これも大分前になりますが、奨学金についても一度伺ったことがあります。この制度を受けるための審査の難しさ、こちらは理解しております。卒業後の返済については、本人も自分の生活もありますし、すべてがうまくいっているわけではないようであります。当市に限らずでございます。

そこで、給付型（償還免除制度）という考えが出てくるわけでございます。全国ではいくらかこの制度を活用してるところもあるみたいですが、審査はこれまでよりも難しく当然しなければならないし、なるものと思いますが、早急に検討していただければと思います。人口減少の抑制のためにも、卒業後にかほ市に戻っていただくというそういう一定の条件を付すなどして償還免除するお考えはございませんか、伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君）

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） 奨学金の御質問でございますが、はじめに、にかほ市の奨学金の状況についてお話をしたいと思います。

現在奨学資金を貸与している学生は、大学生46人、短大生6人、専門学校生14人、高校生14人の合わせて80人です。また、現在奨学金を償還している人は、大卒で994人、短大卒で6人、専門学校卒で39人、高専卒で1人、高校卒で41人の合わせて181人が償還をしているところでございます。そのうち滞納者もおります。滞納者10人ほどおりますが、その総額は512万9,000円ほどとなっております。平成26年度末の貸与総額、貸し付け未償還額ですが、2億3,231万1,300万円ほどでございます。

現在、県内では給付型奨学金を実施している市町村はございません。ございませんが、奨学金の償還免除制度を実施しているのが、大館市と北秋田市の二つだけであります。償還免除の条件ですが、大館市の場合は、医療機関に医師として勤務した場合、これは免除しましょうと。それから、能代市は、もとい、大館市と北秋田市と言いましたけども能代市もそうです。能代市は、能代市あるいは山本郡に居住した場合、減免すると。それから、北秋田市は、高校・大学を卒業後5年以上、市内に居住意思があり、あるいは就労した場合、これが免除規定の該当として取り扱っているところでございます。

また秋田県では、平成6年から平成21年度まで、秋田県育英会の奨学金利用者が県内に居住した場合の返還を一部免除しております。2分の1、あるいは3分の1を免除しておりましたけれども、県財政の見直しによりまして平成21年度でこの制度はなくなっております。しかし、現在県では、人口減少克服のための秋田県総合戦略、これを今事務方で作っているわけでありましてけれども、この中で本県出身者の大学卒業者の地元就職を促進するため、奨学金の返還減免制度を創設すると、創設する予定だと、そのようにしているわけでありまして。対象は、秋田県育英会、日本学生支援機構、あるいは市町村、企業などで、すべての奨学金の制度を利用された方を対象とすると、そのように検討を加えているようでございます。

本市の場合は、旧象潟町で平成7年から平成15年度まで、奨学金の貸与を受けていた学生が卒業後ここに居住して就労した場合は、奨学金の返還を免除している制度もありました。旧象潟町時代については、他の2町がありませんでしたので、合併調整の中でこの制度はなくなっておりますが、いずれにしても奨学金の減免制度については、県の動向、県がどのような形で制度設計するのかを踏まえながら検討させていただきたい、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 宮崎信一議員。

●16番（宮崎信一君） その県の制度を見ながら検討するというので、何とかひとつそういうふうにしてもらいたいなど。

以前にも市長も、出ていった方が、関東圏ですね、行っても4割ぐらいしか帰ってこないんだと。これは先ほどの、ずっとつながるんですね、いわゆる若い人がいないからうんぬんかんぬんっていくと、これで子供が少ないというのもずっとこの、先ほど私が子だから祝金も含めましたか、これつながることなんです、すべて。例えばこの中で、あくまでも統計ですけど、やはり授業料などが700万円、800万円ぐらいやはり4年間かかっているんですね。これは私立大学に行くと1,000万円を超えます。問題はですね、この大学費の払っている方の収入が200万円、400万円未満の家庭が4分の1です。26%いるんです。そして400万円以上600万円未満が27.2%、こういう形で推移しているんです。この中で、じゃあどうやってそのお金出しているのと。当然こちらの生活もありますが、そうすると預貯金や保険などの取り崩し。もちろん留学などは全然何も、これ以上の御家庭でなければちょっと無理かと思いますが、この仕送りの負担が重いというのが現況でございます。ぜひ県の施策に乗りましてですね、市の方も、すべてがもしならなかったとすればちょっと嵩上げしていただくとか、で、条件などやはりこちらで、市の方で決めていただくというふうな形で、何とかこの償還免除する方向でやっていただきたいなと思いますので、これを一言いただいて質問を終わりたいと思いますの

でよろしく申し上げます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 先ほど、県の方においても地方創生の中での戦略としてどういう考えで取り組んでいるというお話をさせていただきましたが、その中に具体的に、例えば世帯の所得制限があるのかどうか、そのあたりはまだ今のところ見えてきておりません。子育て支援、すこやか子育て支援なんかも県の制度ありますけれどもね、これ所得制限あるんですよ。所得制限。ですから、にかほ市の場合は所得制限をなくして、そういう形のものを取り組みをしておりますけれども。いろいろな形で所得制限つけてきておりますので、このあたりの状況を見極めながら、どうそれぞれの学生を支援していくか、あるいは家庭を支援していくかはこれからの検討課題だと、そのように考えますので御理解をいただきたいと思います。

●16番（宮崎信一君） 終わります。

●議長（菊地衛君） これで16番宮崎信一議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を午後1時10分といたします。

午後0時09分 休 憩

午後1時14分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は19人です。

一般質問を続行いたします。9番市川雄次議員の一般質問を許します。9番。

【9番（市川雄次君）登壇】

●9番（市川雄次君） それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

一つ目の大きな質問ですが、市の成人に対する健康推進及び健康増進事業についてということで書いておりますので、朗読させていただきます。

市は、健康推進事業を重要課題の一つとして捉えております。後期基本計画内のまちづくり重点目標「生涯にわたる健康づくり」のトップにも掲げられていることから、うかがい知ることができます。

では、具体的にどのような事業が実施されているのかについてですが、あらかじめ健康づくり事業については健康推進課に、健康増進事業についてはスポーツ振興課に資料を作成していただきました。また、長寿支援課についても関連性のあるものについて資料を作成していただきました。大変ありがとうございました。

これらの資料と毎年の事業報告から、現場では非常に苦労しながら試行錯誤を繰り返し、様々な健康推進・健康増進事業に取り組んでいることがうかがえます。

そこで質問ですが、成人保健分野での健康推進事業及び健康増進事業並びに各種検診の検診率等

について、これまでの推移から期待値と実際の数値に対してどのような評価を持たれていますか、お伺いさせていただきます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、市川議員の御質問にお答えをいたします。

各種の検診の受診率についてでございますが、市では疾病の早期発見を図るために、その手段としてがん検診を含む各種検診を実施していることは御承知のとおりでございます。安心して暮らせる福祉のまちを目指して策定されました、第2期にかほ市地域福祉計画の「生涯にわたる健康づくり」の中で、がん検診の受診率については平成24年度から平成28年度までの隔年で目標値を設定をしているところでございます。平成26年度では、胃がん検診が45%、肺がん検診が57%、大腸がん検診が55%、子宮頸がん検診が35%、乳がん検診は43%として目標設定をしておりますけれども、平成26年度の実績でございますが、胃がん検診が37%と目標値に対しまして8%少ない、大腸がんについても51.1%で同じく3.9%マイナス、肺がん検診についても51%で同じく6%低い、乳がん検診についても39.9%、これも同じく5.3%低い、子宮頸がんについても27.1%で、これも同じく7.9%低いような状況となっております。

市としては未受診者に対しまして、コール・リコール事業ということで電話による、個々に検診をしてくださいよというふうな催促と申しますか、電話を差し上げているところでございますけれども、それによって若干増えてはおりますけれども、これからも国や県の補助事業である、大腸がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券事業を推進してまいりますけれども、これまでの具体的な取り組み状況については担当部課長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） ただいま市長の方から、平成26年度の実績を踏まえ、目標値との比較をお知らせ申し上げましたけれども、次の私の方からは、健康支援事業でありますとか増進事業、そういったものについての健康づくり事業についてお答えをさせていただきたいと思っております。

市では、住民みずからが積極的に食生活や運動などの食生活習慣を改善し、生活習慣病の発生を予防することを目的として、健康教育や健康相談による健康づくりを行っているところでございます。

その一つとしてアンチエイジング教室、これは実際の年齢よりも心身を若く保ち、健康維持し、少しだけ時計の針を戻すというような趣旨の教室でございます。これを月1回、主として各保健センターにおきまして、検診の結果、保健指導の必要な方や健康づくりに関心のある方を対象にしまして、運動指導を中心に栄養学実習でありますとか医師講話などを通して生活習慣予防について学ぶ内容となっているものでございます。

また、保健師によります、地区において出向いての健康教育、健康相談では、高血圧予防、そしてヒートショック予防、このヒートショックといいますのは、急激な温度の変化により血圧の乱高下や脈拍の変動が起こることでございますが、そういった予防教室、さらには冬期間の健康管理、自殺の現状と対策、また認知症について、さらにはロコモ体操、これは柔軟ですとかバランス、筋

カトレーニングなどの運動が取り込まれた体操でありますけれども、こういったことを対象者ごとに、あるいは季節に応じたテーマによる講話や血圧測定によって個別相談等を実施しているところがございます。

また、栄養士によります食生活改善のための健康づくり食育教室でありますとか、食生活講習会、食生活改善推進員が主となって行います地域での伝達料理講習や、国・県から委託された各種事業、これにつきましては減塩推進事業なども含まれますけれども、これらを実施しているところがございます。

こうした事業への総参加人数は、市川議員に御提出しました資料を集計したところ、平成26年度では4,555名で、40歳以上人口の25.8%の参加率となっているところがございます。参加率につきましては、地域福祉計画の中でも目標値を設定しておりませんので、具体的に比較しての評価は大変難しいところでありまして、率として30%台に行っておりませんので、まだ低い状況にあると考えております。

今後も生活習慣病予防のために食生活や運動などの生活習慣を目指した対策に重点を置きまして、市民みずからが正しい情報のもとに自分の健康問題に気づき、生活習慣改善を実施できるよう啓発とサポートに努めるとともに、施策ごとに実施目標値を設定するなどして、その目標に到達するための具体的な諸活動の結果について評価を行う取り組みなど、今後の健康づくり計画に反映してまいりたいと考えております。

市民福祉部関係は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） 健康増進事業の一環としてスポーツ振興課では、にかほ市スポーツ振興基本計画の生涯スポーツ振興の中で高齢者・障害者スポーツの推進が盛り込まれており、スポーツ推進委員とともに高齢者のスポーツ活動も視野に入れて事業を進めております。

平成26年度は55歳以上を対象にしたふれあい健康教室や、老人クラブ軽体操など七つの教室などを実施しており、合わせて1,060人の参加があったものです。

スポーツや運動を活用しての健康教室などは、会員を募集し、そのうち参加がどのくらいかといった参加率を目標にしているものではなく、クラブや団体に入っていない高齢者や女性の方々が楽しく体を動かしてみようかと参加してもらえることを期待しての健康教室などを行っているものです。

参加者数については、定着しているということに一定の評価をしているところですが、スポーツや運動をしなくて、家や屋内にこもっているのではなく、高齢になって寝たきりにならないよう歩く筋力からつまむ筋力まで整え、脳への刺激や持久力維持、認知予防や転倒予防などを目的とした盛りだくさんの内容の運動であり、明るく元気に過ごせることを楽しみに参加している方々がいると捉えております。こうしたことを踏まえ、今後も楽しんで参加してもらえるようなメニューづくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

●議長（菊地衛君） 市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） ただいま簡単に御答弁いただいたかなというふうに思います。

成人保健事業として行われております検診から健康づくり事業についてまでですが、今御答弁い

ただいたように何となく検診についての受診者数についても伸び悩んでいるし、健康づくり事業について、参加率について目標値の設定はしていないというお話でしたけれども、30%に満たないのは、ちょっと足りないのかなというような御答弁をいただいたと思います。これは、にかほ市だけの傾向ではないというのは当然わかっておりますし、先ほど市長が答弁されましたように、がん検診の低さに関してコール・リコール事業を今実施しているというお話でしたが、これだって県の方で取り組んでいた事業をにかほ市に導入したというものですから、決してこの問題はにかほ市だけの問題ではないということは認識しております。

しかしながらといたしましょうか、例えばですけれども、健康づくり事業について見てみますと、これ先ほどですね答弁いただいたんですが、せっかくやっている例えばアンチエイジング事業についても、参加率がちょっといただいた資料を見れば年々下降線をたどっているというふうに見てとることもできるのかなというふうにちょっと思っていました。この傾向を、市の方でどうやって捉えているのかなと、今日の答弁までにちょっと調べるあれはないのかなということでホームページ見ましたら、平成24年度の事務事業評価シートの2事業からその考え方をしっかりとかがい知ることができたので、ちょっと言わせてもらいますが、特定健康診査等事業について、にかほ市事務当局で行っている事務事業評価では、総合評価をAとしております。それはいいとしましょう。ただ、事務事業の方向性として、受診率の向上のために具体的な取り組みをしていく必要があると、みずから顧みておりました。それに対する担当課長の評価についても、今後は対象者への受診勧奨や検診に対する意識づけを重点的に展開していく必要があるという、課長の評価が載っておりました。

もう一つ、特定保健指導事業についてです。これについては、平成24年度の事業評価は、総合評価はBです。事務事業の方向性として、年々保健指導利用者数が伸び悩んでいると、やはり結論づけてますね。担当課長についても、動機づけ支援や積極的支援を実施してみるのもいいのかなと思うというような改善提言が課長からなされております。このことから、今の取り組み状況がよしとしているわけではないということがうかがい知ることができます。

続けていきますが、また、これまで市が行ってきた健康づくり事業、これがどれくらいの、あるいはどのような効果をもたらしているのかということについて、これについても明確な客観的事実、あるいは数値を挙げることはちょっとできないのかもしれないなと思いましたが、それではちょっとお話にならないので、私としては要介護認定に関する数値を参考にしてみました。資料はですね秋田県が公開している平成26年度老人月間関係資料によります。65歳以上の高齢者世帯における要介護・要支援認定数ですが、にかほ市は2,169世帯あります。65歳以上の高齢者世帯です。一人暮らし、二人暮らしの。このうち775世帯が要介護、あるいは要支援の認定を受けている世帯になります。割合としては35.7%です。これは、県内の13市の中では男鹿市が47.5%でしたので、それに次ぐ高い割合といったほうがいいのか、低い割合といった方がいいのか、ワーストツーになっております。県内13市の中でですね。にかほ市の高齢化率が、この県内の13市の中で9番目という、高いとはいわれながら県内では9番目に低いということになります。ということから考えれば、高齢者世帯のみに今回はまずこの限定された資料ではありますが、要介護・要支援認定を受けている人の数が他市に比べて高いのではないかというふうに思われます。

そこで質問させていただきますが、再質問なんですが、事務事業評価、先ほど来の答弁にもあわせての再質問になりますけれども、事務事業評価でも述べられておりますように健康づくりは社会貢献でもあるという認識のもとに、市民を健康推進・健康増進へと向かわせるための取り組みの必要性を列記しておりますけれども、その取り組みが果たして思うような効果を上げているのかというと、今先ほど御自分たちでも自覚されているようにそうではないというふうに思われます。ではです。現在の取り組み方に御自分たちでも自己批判、まあ自分でも不満であると感じているのであれば、さらにどのような具体的な施策を考えているのかと。なかなか上がらないよ、なかなか上がらないよだけでは答弁にならないと思いますので、よろしくをお願いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 確かに、例えばがん検診ですと計画の中でそれぞれ隔年の目標値というものを入れて、その数値に基づいた結果によって客観的に評価ができるというような状況になっておるわけですが、今お示しのような特定保健指導ですとかそういったものにつきましては、先ほどお話ししたとおり具体的な数値はないということでございます。

ただ、先ほども申し上げましたけれども数字がないということではなくて、今後の課題として先ほど申し上げたのは、そういった健康推進事業ですとか健康増進事業においても、やはり計画の時点で担当が目標値を設定して、その目標値に対してどうなったのかという考え方から、この検診事業を進めていかなければならないのではないのかという部分を先ほど申し上げたところでありまして、今後、健康増進・健康推進についての計画を策定する時期を迎えますので、その中において検診率だけではなくて、いわゆる参加率と言われる特定保健指導等を含めた増進・推進事業についても、目標値を設定して具体化して取り組むことが必要ではないかというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） 確かに担当の課、部課にすれば、目標値を設定して、その目標にクリアすると、クリアするということが、これはまず担当の役割かなというふうに私も思いますが、私先ほど挙げましたように、じゃあ効果はどうやってあらわれてるのかと、効果測定がどのように行われているのかということ、ここの部分のちょっと答弁がないので、そこもう一度お願いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 恐らく市川議員の求められているのは、その事業を行うことによって具体的に医療費がどの程度減少したとか、様々なそういう要素を含めた検証ができているのかということだと思いますけれども、残念ながら現時点ではそこまで差し引いた評価の必要といたしますか、取り組み事例についての事例を現在持っておりません。

●議長（菊地衛君） 市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） 果たしてそれでいいのかということになりますね。当然、事業をやったことに対する効果、当然どこの事業者でも、民間であれば効果測定は行いますので、効果測定のない事業というのは存在しないと思いますので、そこら辺はもう一度再検討を願いたいと思いますが、質問ではないのでよろしくお願ひ、質問ではないのでいいです。

で、ちょっともう一つちょっと追加の再質問させていただきますが、正直ですね私もこう体型的

に皆さんに胸を張れるような体型でもないですし、今年初めてがん検診、胃がん検診に行ってきました。一般質問する前だから行かなきゃいけないかなと思って行ったんですけども、やはり意識なんです、それは。私でさえこういう、こんな感じなんです。

じゃあどうやって誘導していくのかということになりますが、そこについてですが、今年2月ですね、私ども会派では視察研修として新潟県見附市に行っていました。その内容については私どもの会報の中でもかなり文章書きましたんで、お読みいただければ何を言いたいかわかるかと思いますが、言わせていただきますけれども、その視察内容は健康ポイントプロジェクト実証事業というものについてです。この新潟の見附市はですね、その当時、全国6市、六つの市と連携して健康ポイントプロジェクト実証事業を実施しておりました。この事業は見附市にとってはスマートウェルネスシティみつけという戦略特区ですね、特区事業の中の一つではあります。この事業では、にかほ市で行われているような健康づくり事業、あるいは健康推進事業や健康増進事業などに参加するたびにポイントが付与されております。そのポイントを、例えばコンビニエンスストアのローソンのポスタポイントに変えたり、あるいは地域商品券に変えたりできる仕組みになっております。あとはボランティアポイントとして寄附することもできるのですけれども、新潟県内でもこの見附市というのは先進的に健康事業に取り組んできた市でありました。それでもなお健康事業への参加者数が頭打ちとなって、無関心層をどのように取り込むかということに悩んでいた。この際に行ったのが、この健康ポイントプロジェクト実証事業という特区による事業でございます。内容については余り詳細に述べませんが、ここでの健康づくり事業を進めるに当たって何がポイントだったのかというと、先ほども言いましたようにやはりインセンティブを附帯するといいたいまいしょうか、取り入れた取り組みを行ったということだと思います。だけど、このインセンティブを取り入れたような内容というのは決して同市だけが初めてじゃなくてですね、静岡県の袋井市なんていうのは、健康づくり活動をポイント換算し公共施設利用券と交換することができる、健康マイレージ制度を平成19年度から実施しております。それ以外の都市でも既に行っているところもあります。この見附市でも、他の今言ったような市と同様のこういうインセンティブなもの、刺激策を導入しての健康づくり事業をしているわけですが、それがほかのところと違うところ、大きな違いは何かというと、この見附市の場合は、この事業が同市のまちづくり構想、先ほど言ったようにスマートウェルネスシティみつけというんですが、この一つとして明確に位置づけられていることでもあります。ここで余り話長くしても仕方ないので端的にお伺いするんですが、にかほ市での健康づくり事業が正直なところ頭打ちとなっているこの中で、あるいは無関心層に対する有効な手段がないとされている中で、この全国で広がりつつあるこのインセンティブ策を導入した事業の可能性について、どのようにお考えになるでしょうかお伺いします。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） ただいま御紹介をいただきました見附市の健康ポイントプロジェクト事業、これにつきましては、私どももいろいろな情報の中でスポーツによる地域活性化推進事業というものがございまして、その中に今お話の健康ポイント等のインセンティブつき運動、スポーツプログラム等の実施がうたわれているところでございます。ただいま御紹介をいただきましたが、

これにつきましては福祉保健部だけでは対応できるものではございません。例えば社会体育、スポーツ振興課等々を含めた部局を横断した形での施策と考えておりますので、今後機会を得まして担当部局の中でこのインセンティブつき運動、スポーツプログラムの実施について検討させていただきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） 確かに今最後、部長がおっしゃったとおり、私もインセンティブ策をそのままぱんと取り入れただけでは事業効果としては薄いのかなというふうには思います。先ほどちょっと時間ないから言いませんけどって言いましたけども、見附市の場合、これについてもやはりまちづくりプロジェクトの中の一つとして捉えているので、決してその担当部だけの問題ではないと。例えば、歩くまち、歩きたくなるまちづくりということで、コンパクトシティに対するまちづくり、本当に区画整理まですべてが行われた中でこの一つの事業でしたので、大きなプロジェクトになるのかなと思いますが、ただヒントとしては非常に大きいのかなと思いますので、ぜひ御検討を願いたいと思います。

引き続いての質問になりますが、2番目ですが天然記念物「象潟」をどのように守り続けていくかという質問でございます。

2007年——平成19年になりますけれども、皆様も御記憶にあるかと思いますが、6月6日です。台湾の李登輝元総統がにかほ市を訪れました。日本語も堪能で知日派として知られる同氏ですが、芭蕉の研究者としても知られているということのようです。奥の細道最北の地を一目見たいということで象潟を訪れました。そのときに李登輝元総統がちょっと一言漏らしてたというか感想を述べたという言葉の中に、「200年前のまま島が残り続けているこの象潟は、まさに奇跡だ」というふうに述べたそうです。

そこからですね平成26年3月18日ですけれども、これも皆さん御存じの、国は文化財保護法に基づき、松尾芭蕉とその弟子の曾良が「奥の細道」の作品に書きとめた風景を近世・近代を通じて人々の風景観に影響を与え続け、今なお往時の雰囲気と遺風を伝える一体の風致景観13カ所を、奥の細道の風景地として国名勝に指定しました。象潟の往時の雰囲気と遺風を伝えていることが、この名勝指定13カ所の一つに組み込まれた理由であります。前述の李登輝元総統が抱いた感想と名勝指定とが、ここでつながってきたなというふうに思います。これは象潟の周辺が水田として——ここで言う象潟というのは九十九島のことを言ってるんですけれども、水田として活用されてきたことによる軌跡だと思います。江戸時代から今日まで、いわゆる官民一体の象潟の管理と保全が図られ、それがうまく機能してきた証拠でも証左でもあると言えます。

ここで大切なのは、潟の跡が水田という形態、形で農家の人たちの日常の営みの中で管理され、整備されてきたことだと思います。つまり、現在のこの象潟の姿は、水田営農が健全であったからこそ維持され続けることができた景観と言えます。したがって、これまで行政は、景観に不適合、望ましくない、ふさわしくないような建物——小屋とかですね、あるいは古びたトラクターなどの撤去を求めるような行政指導ぐらいしかせず、あるいはすることなしに、景観形成のための取り組みをしてこなくてもよかったと言えます。別にそこが私は何だか問題だというわけではありませ

ん。むしろ関係者の利害が一致し、極めて低コストなまま、結果として景観形成に取り組んでいたということなのだと思います。しかし、今後離農が進むことが予測される中で、耕作放棄地の増加、水田から畑作への転換といったように水田が減少していけば、200年以上にわたり守られ続けていたこの象潟という景観が失われてしまいます。

景観保全というと町並み保全というイメージがありますが、里山の景観や農村の景観が今回の国名勝において風致景観として位置づけられたことで、私は景観保全に対する取り組みについて市も再検討すべきものと思います。さもなければ、繰り返しになりますが、この景観は私たちの時代で失われてしまうことになるかもしれません。

このことについては、市長は過去の定例会の同僚議員の一般質問に、基盤整備が必要であると言答えていましたけれども、具体的な内容について御答弁をいただければと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 天然記念物「象潟」をどう守っていくかという御質問でございますが、その前に前段の質問でちょっと数値がちょっと違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

乳がんの乳がん検診で実績が「37.7%」というふうに答えておりますが、「39.9%」で目標よりも「3.1%」低いという形で訂正をお願いしたいと思います。（該当箇所訂正済み）

天然記念物「象潟」ですが、私としては率直に申し上げて、基盤整備をする以外に今の状況を解決していく方法はないと思っております。これは基盤整備した段階では、当然ながら小さい耕作者もおりますので担い手に集積していくと、担い手に農地を集積していくということが基本になるのではないかなと、そのように思います。

できるだけ具体的な取り組みの方法等という質問でありますけれども、例えばですね象潟地区の田んぼを基盤整備した場合に、どのくらいのお金がかかるか。ここですよ。今、基盤整備がこれから取り組もうとしている畑地区の場合をとって試算をしてみましたけれども、畑地区の場合は受益者面積128ヘクタール、そして事業費が10アール当たり220万円を想定しております。220万円を想定しております。そして、この10アール220万円の負担でありますけれども、国が55%補助ありますので、これは121万1,000円、県が27.5%で60万5,000円、市が10%でありますので22万円、そして残りの16万5,000円、割合にして7.5%が一般の基盤整備を進めた場合の受益者負担というふうになります。ただ、前段で申し上げましたように国の予算の関係もありますけれども、確約はできませんが7.5%の受益者負担のうち、農地の担い手に農地を集積したそういう方、割合ですね、この状況によっては6.5%まで嵩上げすることもあります。これは確約できません。ですから7.5%の受益者負担が1%でよくなるというふうなことも想定されますが、これは国の方の予算の関係もありますし、また象潟地区の基盤整備もやりましょうといってもそれなりの時間がかかりますから、その時点では確約できませんけれども、そういう制度もあるということでございます。

ただ、今、米の値段は下がってる。TPPでどういう形で米の形が変わってくるのかもわからない。あるいは生産調整に伴う国からの助成、そういうものもこれからさらに減額されていく恐れも

ある。そういう中で、特に小さい農家については、つくらないという形で耕作放棄地が増えてくるのではないかなという懸念があります。また、担い手として頑張っている農家についても、現状のような道路、区画が小さい、そういうことで私が離農して何とか受けてほしいというふうな願いをしても受けられない状態です。

したがって、この後、担当部課長からこれまでの取り組み等々についてお話しますが、やはり九十九島を守るために最小限1%の受益者負担となった場合ですね、最終的には場合によっては7.5%になるかもわかりませんが、これが行政である程度負担していかない限りは、象潟の基盤整備というのは実現できないのではないかなという懸念があります。ですからこのあたりを、じゃあ受益者負担を行政が持つというような形で、議会、あるいは今、畑の方で進行しておりますけれども、そういう基盤整備を行っている、あるいは行おうとしているところの理解が得られるかということもありますけれども、ただ特殊性、この天然記念物という形から見ると、やはりある程度これは行政が覚悟を決めてこの分の負担をしなければ、基盤整備も実現できないし、あるいは今の状況を改善できないというふうにして考えているところでございます。

また、今の状況でも萱場なってますから、これはやはり行政もかかわりをもって、耕作者、土地所有者、あるいは農地の使用者、あるいはボランティア等々と連携しながら、やはりこの刈り払いをしていくようなものも必要なかなというふうにして思っておりますが、やはりそのためには、やはり九十九島、象潟を守るための条例化、そういう条例化的なものをしてしながら、土地所有者の役割、そういうものも明確にしなすね、その条例に基づいて行政が負担できる部分を負担していくという形でなければ、なかなか刈り払いは実現していかないのではないかなと思います。

またその一方では、例えば私なんかもう田んぼも小さいし、ととてもとても管理ができないから市にくれると、あげるという人も出てくるかもしれません。荒れてる農地を。管理ができないから。ですからそれは、農地として市は受けることができませんので、市としての農業公社、こういうものを立ち上げながら農地を確保して、場合によっては担い手に出してやる、そういうものも含めて取り組んでいかなければ、この現状を解決することができないのではないかなと思いますので、いろいろ他方面からこの萱場の状況を解決するための方法等については、さらに検討を加えて、そして行政が責任を持って受益者負担して基盤整備はどうですかといったときに農家の皆さんがどういう考えを示すか、その辺もこれからいろいろ農家の皆さんと話し合いを進めていきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 答弁、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、これまでの具体的な取り組みにつきまして紹介させていただきます。

これまで3回ほど協議会を行っております。第1回目の協議会は平成26年2月5日でありました。参加者は、象潟地区の水利あるいは農道等を管理している代表者3名と、土地改良区の理事長を含めた職員、それに農林水産課で行っております。協議会では、当地区の基盤整備事業につきまして、現状やこれまでの経緯、現在の基盤整備事業の採択要件等について意見交換会を行いました。その内容につきまして、少し細かいんですけれども紹介させていただきます。

水利等の関係者からは、当地区の農家戸数は約350戸で、耕作者は100戸程度であること。そのほとんどが高齢者で、それを担う後継者は2名から3名しかいないということ。土地所有者は、貸すよりも売りたいと思っていること。以前基盤整備事業の話し合いのとき、農地面積の少ない人は島の周辺に追いやられ、田んぼが集約され、圃場の条件が今よりも悪くなるのではないかの意見があったこと。当時の文化財保護審議会は、基盤整備事業には反対であったこと。十数年前に行われました基盤整備事業のアンケートでは、6割の同意であったことなど、主にこれまでの経緯について協議をしております。それを踏まえ、今後も土地改良区や農林水産課、文化財保護課、観光課の間で協議を進め、どのような形で土地所有者、耕作者に基盤整備事業を推進していけば実行可能なのか、具体的な方策を示す必要があるだろうということを確認しております。

第2回目の協議会は平成26年5月16日に行われました。土地改良区、文化財保護課、農林水産課の職員で、前回の内容に対してのそれぞれの立場から次のような話し合いを行ってます。

現在、関係者からは基盤整備事業の要望はないこと。農家からは、今後この地区の農地をどうしていけばいいかわからないとの意見が多いこと。松を守る会と農家との話し合いも必要であること。ハウス等の撤去に対しての市補助制度は、ここ数年間利用されてないこと。文化財保護法では島のみで、地区の基盤整備事業は可能なのか県文化財保護課の意見を聞くこと。島の周りを四角にして、その島と水田の土地を国の補助金を活用して市で購入できないかなど、意見が出されました。また、今後の資料として、概略の区画の計画平面図の作成と島と隣接する一部農地を補助事業で土地を買いとることができるか、担当課で確認することとしました。

第3回目の協議会は平成26年11月5日、前回のメンバーと同じで行っております。土地改良区で作成しました概略の補助整備の計画平面図の説明や、文化財保護課からは、前回の島の周りを四角にして、その島の水田の間の土地の購入については、文化財に指定されてるところであれば国の補助事業を活用できること。団地を市で買い取った場合、市が何を植え、どのような形で管理していくのか。そして、年中、水を張った場合も検討しました。現在の畦畔で耐えられるのか。また、用水については現在、かんがい期のみポンプアップしており、難しいのではないかなど、多くの課題について話をしております。このように様々な意見が出された中で、受益者の負担を軽減する案を示さないことには地権者から同意も得られないし、地区の基盤整備は進まないのではないかな。受益者負担をゼロにするとか、市のやる気、本気を見せないことには、この事業は難しいのではないかの意見が出されております。

そこで、象潟地区の基盤整備に一体どれくらいお金がかかるのかということにつきましては、先ほど市長が申し上げたとおりであります。畑の場合は1反歩当たり220万円でありますので、それよりは若干落ちるのかなって我々検討しているところであります。

以上がこれまでの経緯でありまして、ただ引き続き、ある程度の資料をつくりながら説明会等を開催しなきゃいけないのかなということでも今検討しております。以上です。

●議長（菊地衛君） 市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） そうですね、今答弁いただいた内容で、ちょっと後でコメントつけ加えますが、ちょっとその前に再質問させていただきますが、午前中の一般質問でもですね、これ私、農業

者じゃないもんですから正直なところ言うと、農地所有の形態とか担い手とか、あるいは補助金などの話、非常に産業建設常任委員長やって対策協議会とか出たとしても、言葉の意味がちょっとつかみづらいというぐらい難しい分野だなという意識があります。この問題を今ですお話しただいて、基盤整備に集中して特化してお話されてますけれども、ちょっと視線を外してですね、もう一回再質問させていただこうかと思えます。

午前中のときにですね、他の同僚議員からジオパークの話がなされました。そのジオパークあるんですが、当然ですね、にかほ市においてそのジオパーク構想の中でジオストーリーやジオサイト、これを作成・選定していくときには、やはり一つには象潟がメインになってくるのかなというふうに思います。そのためにも、やはりこの象潟の永続的な保存というか保全というか、これについてはやっていかなければならないというふうに思います。

前述したようにですね、象潟の景観を守るためには今ある水田を残していくこと、これが私は考えられ得る共通理解だというふうに思っています。市長は先ほどですね答弁されましたように、部長も答弁されましたように、基盤整備についてはそのように既に取り組んでいるということ、今も取り組んでいるということで、それをやらなければならないという意思表示も市長からいただきました。そのための手続についても、今、非常に四苦八苦しているよという答弁を部長からいただきました。それ聞いて、ああなるほどと。先ほど私冒頭に言いましたように、ただ私、農業者じゃございませんので、ちょっとそこら辺についてどこまで理解できたかというのは自分でも非常に疑わしいところでございます。

この、だから基盤整備についてですが、象潟周辺の水田と言った方がいいのでしょうか、それこそ20年以上前からですね、この基盤整備という話は出ては消えております。具体的に先ほどのお話じゃないですけれども、進むことがなかった。最近ではですね米価の下落によってなんでしょうか、あるいは農業後継者の不足といいますか、もういないということでしょうか、基盤整備の基の字すら聞かれなくなってきた。公の場です。それはお金をかけて基盤整備をしても、それに見合った収入を得ることができないということの切実な問題もあるのかもしれませんが、他方でやはり先ほど来出てるように、後継者がいればそれでもやるという人はいると思いますが、後継者もない中で基盤整備にお金をかける、手間をかけることに対して、やはり二の足を踏むのが普通だと思います。

ポイントは、先ほどの市長が言うように土地の集約だと思います。しかし、この土地の集約だって、財産権の問題や先祖代々の土地という土地にまつわる神話といいますか、系譜といいますか、それを実現するためにはやはりハードルは高いのかなというふうに思います。私としては、この20年前、私がまず初めて議会に来てから、出てきた話から一向に進んでないという中で、逆に古くて新しい問題として今、基盤整備に係る問題が登場してきたなというふうに思っております。

それ、ぜひ私は、今この現時点でできるまず第一は、今の土地形態、農地形態をやはり他に転用させるべきではないということで、条例を制定してでもこう言おうと思ったんですが、市長も条例制定した方がいいと市長が言うんで、ああそうかという感じになっちゃうんですが、やはりそれは必要だと私は思います。やはり条例を設定してでも今の象潟を守るためには、土地の転用になる

べく待ったをかける、ワンクッション置くための方策はやはりとっておくべきじゃないかなというふうに思います。そこが2番目の質問として捉えてたことなんですが、市長が条例の制定について検討していきたいと、検討しなきゃならないという、逆に市長の方から言われましたので、ぜひぜひそこは、農業者じゃない私の感覚でお願いしたいなというふうに思います。

続けて次の方に進ませていただきますが、お尋ねしたいのはですね、先ほど部長からお話いただきましたように、経過や、あるいは基盤整備を実現するための手続上のテクニック、どのようにとというように言われる内容と並行して必ず問われるのはですね、どのようなということだと思うんですね。どのような基盤整備を行っていくのかということだと思うんです。私はポイントは、基盤整備をしたことでどのような継続的な利益、恩恵が農家にもたらされるのかだと思います。確かに土地所有ができればいいですが、土地集約ができればいいですけども、担い手、先ほど市長の答弁の中でも、部長ですね、部長の答弁の中でも後継者は2から3名しかいないよという中で、後継者いない中で、じゃあ農地集約はどのようにされるかというのは非常に私は難しいのかなというふうには思っております。そう考えればですね、今所有されてる方々が継続的に安定した環境整備を行った中で、じゃあどのように保全されていくか、所有されていくかということも一つ検討すべきじゃないかなというふうに思います。

ここで述べたいのはですね、実はこの先ほどの一番最初の質問と内容、結論が一緒なんですが、私は同じくインセンティブという言葉がポイントになってくるのかなというふうに思います。もはやですね、従来の農業的な支援策では、先ほど来述べているように、当局、部長等が述べているように、水田営農を維持していくということはこの地区では厳しいのかなと思います。私の直感覚でいっても、これまでの、このことはこれまでの20年間が証明してくれているというふうに、肌感覚なんですけどとっています。

そこで述べさせていただきますが、冒頭で述べたように私はこの農業分野以外で農業を守るという発想が必要なんではないかなと思っております。それはこれまでの200年間にわたり、自然保護、環境保護、文化財保護、行政ではない農業施策によってこの文化財である象潟が守られてきたという、言うなればパラドックスなんですけれども、これを再構築するというのが私は一つのヒントになるんじゃないかなと思っております。以前、私、観光振興について一般質問させていただきましたけれども、先ほどの市民福祉部長に対する答弁の最後にも言いましたように、やはりトータル、総合行政だと思うんですね。観光事業も縦割りを廃止するべきと言いましたけど、この農業分野についても、基盤整備というものだけに直視して見れば、やはり縦割りになりがちなんじゃないかなと。私としては、市当局は一体となつてですね有効な解決策、アイデアを持って、タブー、あるいは慣例を打破すること、それが必要なんじゃないかなというふうに思います。

その上でちょっと質問なんですが、ちょっと市長にお伺いしますが、どのようなっていうことで一つ言います。近年の中老年のトレッキング・ウォーキングブーム、これ全国的なブームです。鳥海山に登るのは不安だけでもという方々は、最近では獅子ヶ鼻、中島台に非常に多数来られております。象潟周辺もですね、今先ほど来出ているように道路、農道が狭いということ解消するのとあわせて、今整備しようとしている観光拠点センター発着地点として、ウォーキングあるいはトレッ

キングコースをあわせて整備するというのも一つの方法ではないかな。そこで観光客に何らかの利便性——自転車でもいいですよ、などを与えて、そのかわりに利用料金や協力金を徴収すると。それを、観光収入を農業従事者に還元するというようなサイクル。これを水田関係の保全と結びつけることというような方法も検討してもいいのではないかなど。農業基盤整備だけということ、水田営農だけということだけで捉えると、どうしても先ほど来言うように行き詰まりが出てくるんだとすれば、私は他の分野、観光行政とセットでもう少しトータル施策を考えてもいいのではないかと思います。市長どうでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 20年前の話もありました。当時、私、農林課長で何とか基盤整備を進めたいということで農家の皆さんと話し合いをもったりしたんですけども、賛同は7割ぐらいしか賛同を得ることができませんでした。その当時は、まだ米の値段もよかったし、また農地も今のように荒れてはいませんでした。ですから何とかこれを実現したいなということで取り組みをしたわけでありすけれども、残念ながら実現することはできません。ただ、年々耕作放棄地が増えてきて、萱場が増えてきていると。この現状を見てね、このままではだめだと。このままだめだということで、一応農業委員会の方では農地法に基づいて適正な農地を管理しないということで通知はしておりますが、これはあくまでも通知だけであって、農家がやらなければそのまま、所有者がやらなければそのままということで、条例化をしてその位置づけをしながら刈り払い、農地の保全に努めていきたいなという形でのお話をさせていただきましたが、市川議員の条例については若干ニュアンスが違うように受けとめました。ただ、今あそこは農業振興に関する法律の農用地地域ということで、固くその法律で縛られているわけです。ですから、あそこはどういう区画であろうか何だろろうか、10ヘクタール以上の農地ですから優良農地として転用できません、基本的に。農地から転用はできません。ですからいろいろ水をためるとか、刈り払って水をためるとかという大きくなっていけば、それはもう完全に農地法に抵触することになります。農地法じゃない、農業振興に関する法律に抵触することになります。だから、刈れば水が通年たまっていけば農地ではなくなるわけです。当然農地でなくなれば、転用しなければなりません。それが国の方で、これから制度見直しで権限移譲ということで県の方に権限は移りますけれども、そう簡単に国の方では権限が移ったからといって黙っては見ていないと思います。そういう形でまず縛られていること一つあります。

それから、自然公園法の第2種地域に指定なってます。第2種地域は、現状の田んぼの中に島々があって、これ2種地域として指定なってますから、それも水をためて昔に戻すということはいいいんですけども、これの現状変更がどうなるのか。あくまでも国定公園の第2種地域として田んぼの中に島々が点在したものを指定したわけですから、それを変えることになりますから、いろいろ大きな課題もあるわけでありす。

それから、経営者2人しか3人しかいないということになりますけども、これ規模が大きくなって区画が大きくすれば、例えばですよ、前川、大竹、あっちの方だって幾らでも担い手としてつくる人はいるんです。大きくすれば。象潟に限ってやるからこういう形のものであって、もう象潟でや

ろうが前川、大竹の皆さん、あるいは小出の皆さんがやるかもしれません。区画自体大きくなれば。それから、私はそんなに、確かに邪魔です。邪魔って言えば言葉悪いんですけども、田んぼの形から区画する場合においては少し邪魔ですけどもね、大きく区画すれば、これ、島そんなに作業には影響ないのではないかなと私は思います。だから地形的に平らですから、今この地域では大きいのが1ヘクタールが一番大きい区画ですが、場合によってはもっと大きい区画してもいいのではないかなと。

そういうことも踏まえながら基盤整備に取り組んでいきたいと思いますが、御提案の中高年のウォーキング、当然基盤整備すれば島の周りには当然道路つくらなければなりません、当然。そういう島めぐりもできるような形にも基盤整備はなるとは思います、今の状況でウォーキングという形の中で、基礎を新しい拠点センターにつくりながらやることも一つの方法だと思います。ですから、この点についてはいい提案をいただきましたので、これ来年の春までいろいろな取り組みなければならぬものもありますのでね、そうしたことのひとつとして検討してまいりたいと思っております。

ですから基本的には、農業以外、農地以外の転用は、今の段階では本当に難しいということになります。この点だけは御理解をいただきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 時間が経過しておりますので、これで9番市川雄次議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩します。再開を午後2時半といたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時09分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行します。次に、14番鈴木敏男議員の一般質問を許します。14番。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 今日最後の一般質問になりました。14番の鈴木敏男です。

間もなく梅雨に入ります。そして梅雨が明ければ、暑い夏がやってきます。当市にはこの季節、様々なイベントが企画され、また、海水浴、登山、あるいはトレッキングに、そしてまた海の新鮮な味覚を求めて、市内外からの客でにぎわうことと思います。事故のない平成27年の夏であってほしいというふうに念願するものであります。

それでは、通告書に基づき、項目3点についてお伺いをいたします。

はじめに、「空き家等対策措置法」の施行と当市の空き家対策について質問をいたします。

空き家対策等につきましては、昨年の12月定例会、そして今年3月の定例会にも一般質問をさせていただきました。何かしつこいようでございますけれども、そういった前の定例会等々も踏まえて質問をいたします。

さて、全国では820万戸を超える空き家があるというふうに報道されております。空き家は今、全国津々浦々で大変深刻な問題になっているのは承知のとおりであります。

当市においても空き家の数は、昨年の12月定例会で聞きましたけれども416戸あるというふうな説明がございました。その中には46戸が危険な状態の空き家であると、こういうふうな説明も受けたところであります。

こうしたことの前、国の方では「空家等対策の推進に関する特別措置法」がつくられ、この2月には一部が施行、さらにこの5月26日には全面施行されたところでございます。なお、今日のこの質疑に当たっては、以下、この「空家等対策の推進に関する特別措置法」を簡単に「特別措置法」というふうに呼ばせていただきますので、御了解いただきたいと思います。

この特別措置法では、空き家の所有者を迅速に特定するために、自治体に固定資産税の情報の活用を認めました。さらには、倒壊や衛生上著しく有害になる恐れがある、こういった空き家を、特定空き家とする。なお、その判断に当たっては、自治体に立ち入り検査の権限も与える、こういうふうに明記をしているところであります。また、所有者については、修繕などを段階的に指導・勧告・命令をできるというふうに規定し、命令違反には50万円以下の過料を課す。また、強制撤去も可能としたのがこの特別措置法であります。

このように特別措置法の全面施行によって、当市における空き家対策についてお伺いをいたします。

はじめに、特別措置法の全面施行に当たって当市の空き家対策はどのように変わるのか、はじめにお伺いをいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、鈴木敏男議員の御質問にお答えをいたしますが、空き家対策についての3項目の質問に対しましては、担当部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、私の方から質問についてお答えさせていただきます。

最初に、(1)同法の施行に当たって当市の空き家対策はどのように変わるのかという御質問でございます。

特別措置法の施行に伴いまして、ただいま鈴木議員のお話にもありましたけれども、適切な実施を図るための指針、ガイドラインが示されたところでございます。そのガイドラインの主なものとしましては、法律第2条の特定空き家等の判断の参考となる基準についてであります。

特定空き家を判断する項目につきましては、倒壊等の保安上危険の恐れがある、または衛生上有害の恐れがある、さらには不適正な管理による景観を損ねている、加えて周辺生活環境の保守を図るための4項目としているところであります。

さらに各項目を判断するための参考基準が示されました。これまでは各自治体が、にかほ市もですが、目視等の独自の判断で現地調査をしておりましたけれども、今後は新ガイドラインの判断基準に照らし合わせて再評価を実施したいと考えております。

次に、特定空き家等に対する措置にかかわる手続でありますけれども、大前提となります空き家等の所有者等の特定方法が、今お話にもございましたとおり、従来は地域住民等への聞き取り調査とあわせて不動産登記簿情報による登記名義人の確認、住民票情報や戸籍謄本等による登記名義人や相続人の可否、その存否、そういったもので確認を行ってまいりました。これらに加えまして、法の施行のために必要な限度においてお話のあったとおり、固定資産税の課税情報の利用ができるということになったところでもあります。より明確に所有者等の特定が可能となり、法律第14条、特定空き家等に対する措置に基づく助言または指導、さらには勧告、命令、お話にありましたとおり最終的には行政代執行等の手順に従って対応していくということになります。

しかしながら、国が示しましたガイドラインにもありますように、管理不全な空き家等であっても私有財産であるということから、まずは所有者等に連絡をとり、当該空き家等の現状とあわせ、今回の法律の内容を伝え、今後の改善方策に対する考え方や処分、活用方法等の意向、そしてまた助成制度の紹介など、所有者等の主張を含めた事情を考慮する必要があるがございます。助言・指導を基本原則に、勧告に至る前に解決を模索してまいりたいと考えております。

また、基本方針にあります空き家等対策計画、法第6条でございますが、その法第6条に基づきまして計画の作成や、その計画等を加味する場合、協議会、法第7条ですが、その協議会組織については今後開催予定の県の説明会ですとか担当者会議を受けて、検討してまいりたいというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 今回のこの特別措置法によって、いろんな面で変わるというふうに思うわけでありますけれども、その一つに特定空き家、これがあるということで先ほど話をさせていただきましたけれども、その旨、今説明がございました。

それでは、昨年12月に私、空き家の状況等々お聞きをいたしましたけれども、先ほど言いましたけれども、にかほ市の空き家の数が416戸で、この中に危険と見なされる空き家というものが77件あった、こういうような12月定例会の答弁でありました。この77件のうち、その後解体等があった。しかし64件については、まだ何も対策が講じられていない、対処されていない、こういうふうな説明でもあったわけでありまして。そうすれば、この危険と見なされる空き家ということで特定したこの空き家、これがすなわち特定空き家というふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 特定空き家につきましては、また別段の定義がございます。したがって、前回行いましたにかほ市独自で行いましたこの空き家に関する調査については、あくまでもにかほ市独自の視点から判断したものでございますので、御承知のように先般御報告した数値につきましても、この後、国のガイドラインに沿ってもう一度見直しをかけた場合に、その数値に増減は当然発生してくるものと思います。ですから、そういったことを踏まえた上での特定空き家ということになりますので、現時点における件数等については御紹介できかねると思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ただいまの答弁では、危険と見なされる空き家であっても、すべて特定空

き家にはならない、こういうふうな答弁だったというふうに思います。今後、先ほど言いましたけれども、自治体でそういった危険な空き家にも立ち入る権限ができたわけでありまして、したがって、今般この法律ができたわけでありまして、空き家にも自治体の職員が入れるということでありまして、この後の特定空き家を特定するためにどのような計画をお持ちなのかお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） その点につきましては、先ほどもお答え申し上げましたけれども、基本方針にあります空き家等対策計画の作成でありますとか、その計画を協議する協議会、そういったものについての位置づけというものを今後検討しなければなりません。そういう組織づくり、計画づくりの中で特定空き家というものを特定していくわけですので、この後の進め方としては、この後、県の方で開催します様々な説明会の中での、にかほ市における空き家等対策計画の必要性、またあわせて、その計画を作成・審議していただく協議会の設置、そこら辺も見極めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 法律ができたから即進むというわけではないということは重々承知はいたしておりますけれども、前回は申し上げましたけれども、非常に危険な、やはり私どもが見た目でも非常に危険な空き家も見受けられることは確かであります。したがって、今回このような法律が施行されたということが、一つのこのスタートラインに着いたというふうにも思うわけでありまして。どうかひとつこういったことを踏まえて、空き家対策の方にもう少し突っ込んでいただければというふうに思うわけでありまして。

以前、空き家があってもその所有者がわからないというような、こういう話もございました。質問は2番に入っていきますけれども、ところが先ほど言いましたけれども、この措置法では職員がといますか、自治体が空き家に入っていくこともできる、あるいは固定資産のこの情報、これも使ってその空き家の所有者を探すことができると、こういうふうになったわけでありまして。したがって、前は所有者がはっきりしないので対応できない、こういうふうな話もありましたけれども、もしそれでもですね所有者がわからない、こういった場合の対応はどうなるのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） ただいまの御質問は(2)番ということと受けとめさせていただきますけれども、所有者のわからない建物への対応策はという御質問でございます。

所有者のわからない建物への対応策は、一つ目の質問でも述べましたけれども、今回の法律第10条によります固定資産税の課税情報の利用によって所有者等の特定が可能となり、交渉等が容易になるということではありますが、今お話のとおり、それでも所有者等の所在不明の場合につきましては、念のため再度住民票なり戸籍登記簿の情報を確認し、あらゆる手段を講じた上で所有者の特定に努力しなければならないというふうに考えておるところでございます。こうしたことから、相当の期間を要しますけれども、所有者あるいは相続人等の所在調査を行うと同時に、当該自治会等の連絡を図りながら注視してまいりたいというふうにも考えております。

ただ、暴風等により不特定多数の市民に危害が及ぶ恐れがあると判断した場合は、緊急措置とし

て法制度や条例に諮って関係機関等々と連携を図りながら、必要最小限の処置を講ずることも考えております。以上です。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 私余り法律にも詳しくないわけでお尋ねするわけではありますが、例えば相続が放棄されている、こういう空き家があったとします。こういった場合のこの対応というのはどうなっていくですか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 相続人がというお話ですけれども、形態的には、例えば所有者が死亡しており相続人がいる場合もありますし、今お話のとおり所有者が死亡しており相続人がいない場合も想定されるわけで、今のお話ですと相続人がいない場合というようなお話だと思いますが、所有者が死亡しておいて相続人が存在しない、または不存在が明らかでない場合、もしくは相続人全員が相続を放棄した場合等々、相続財産を管理する人がいない場合でありますけれども、そういう場合は相続財産を管理する人を家庭裁判所に選定してもらう必要があるというふうに規定されております。その管理者を相続財産管理人と言っておるわけですけれども、管轄の家庭裁判所に選定を申し立てることができるようになっております。

相続財産管理人の選定の申し立てに必要な資料は、申立書をはじめとして相続人、被相続人のすべての戸籍謄本でありますとか不動産登記事項証明書に加えて、利害関係を称する資料が必要となつてございます。条例に基づく空き家除却の場合については、条例に該当する事実や指導・勧告等を行う必要性を基礎・裏づけ事実証明する調査票、報告書などが必要になるということでございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） そうすればですね、これも12月の定例会であつたと思っておりますけれども——3月定例会だかな、あのときのこの答弁の中に、所有者がわからないのが22件あつたというふうに、こういうふうに答弁をいただいております。そうすれば今の話を聞きますと、この22件も突き詰めていけばすべてがわかると、こういうふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 基本的には最終所有者までたどり着くかは別にしてもですね、情報としては当然、法人であれ個人であれ、それなりの系譜は踏んでいるわけですから、最終的には所有者たる者というところまで行き着くことは可能ではないかと思っておりますけれども、現時点においてはそれには相応の時間が必要になってくるというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 1番、2番については理解いたしました。

3番に入りますけれども、この特別措置法の施行、これは市民にいろいろかかわりがもってくるわけでありまして。こういったこの同法の施行、これを市民の皆さん方にどういう形で伝えるのか、この辺をお伺いをいたします。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 周知方法についてでございますけれども、去る5月26日にこの法律が全面施行ということになりましたけれども、実施に当たっては今お話のとおり様々な課題がございます。そういうことで、この後、県との担当者会議も予定されておりますし、県内各自治体との意見交換会等も開催される予定でありますので、そういった内容を踏まえまして市民の皆さんには、法施行に伴って適正管理を行っていただくよう広報等で周知したいと考えておりますし、また、空き家等の所有者等についても、法施行の内容を加味した通知を作成し、それを郵送して適正管理を促してまいりたいと考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 法律ができました。できましたから、すべてが、この空き家対策が解決されるということではないというふうなことは、先ほども申し上げたところであります。しかし、空き家は実際にあるわけでありまして、それがにかほ市においても、危険かどうかは別にして400戸以上あると、こういうふうな状態であります。こういった空き家というのは、やはりまちに存在するということは、私から言うまでもなく美観を損ねるということはもちろんでありますけれども、例えばそういった空き家の近辺に住まれている住民にとっては、いつ倒壊するかわからない、いつ危険なものが飛んでくるかわからない、緊急時の避難に当たっては、あるいは障害になる可能性もある。そんな危険な空き家があるとすれば、市民の命・財産に影響を及ぼしかねない、それが空き家であるわけでありまして、今後も社会情勢の変化から空き家は増える可能性はあります。しかし、目を追って今ある空き家の劣化が進む、このことも事実なわけでありまして、したがって、より危険なものにもなりかねないわけでありまして、したがって、今回の特別措置法の狙いを十分に理解し、対策をとられますことを強く願うばかりであります。

特別措置法の第1条には、「この法律は、適切な管理がされていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、財産を保護するとともに、生活の環境の保全を図り」うんぬんとあるわけでありまして、改めて、今後この空き家対策に取り組まれる考えを最後にお伺いをいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 新しい法律ができたわけですが、空き家も負の財産で、それぞれたどっていけば所有者がいるわけですね。いない場合もあります。ですから、それをできるだけ時間をかけないで所有者を調べたい。それから、例えば空き家において周りの皆さんに、風などが強いときに飛んでくるという恐れがあれば、今までもやっていますがネットをかけたり、最小限度の対策はこれからも市でやっていきたいと思っておりますので、いずれにしましても、この法律が有効に活用できて、いい方向に進んでほしいなと思っておりますけれども、ただ、これから想定されることはわかるとは思いますが、例えばある程度大きい建物に調査に入ったら、例えばアスベストがあったと、例えばですよ、アスベストがあったとすると、そのアスベストを処理するためにも莫大な金がかかるわけですね。本当にそれを行政代執行という形の中で、どこからもそのお金が入ってこないような状況の中で市の税金でやっていいのかどうかということも、やはり協議会ありますから、協議会つくりますから、

そのあたりで十分に協議を重ねて、協議会はこれはやった方がいいという形になれば、やはりこれは市として取り組んでいかなければならないのではないかな。そのためにも市長会等を通してやっておりますが、国からの財政支援、そうした場合の財政支援、これについても国などに要望をしているところであります。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 今、市長の方から大変前向きな答弁をいただいたと思っております。先ほど言い忘れましたけれども、空き家は解体するばかりでは決してないわけでありまして。この法律にもそのことはうたっているわけでありまして。有効な活用、このこともうたっておりますので、そういったことを踏まえて空き家対策に今後も取り組んでいただきたいというふうをお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に2番目の項目について質問をいたします。

津波避難タワーの建設についてお伺いをいたします。

本県沖で3海域連動によってマグニチュード8.7の地震が発生した場合、全県での死者数は1万2,606人、負傷者数は1万4,332人、建物の全壊棟数は6万741棟との被害想定が一昨年、秋田県から発表がありました。極めて大きな被害想定であります。これが当市の場合、これが巨大地震が冬の深夜に発生した場合、こういうふうなことに掲げているわけでございますが、このとき当市での死者の数が、人口のおおよそ14%に当たる3,771人、負傷者が1,462人、こういうふうな被害の想定が発表されたわけでありまして。市の海岸部に人口が集中していることから、市町村の被害では最もにかほ市が多いということのようであります。

このことを踏まえ、当市では昨年でしたか、防災会議、これを重ねて地域防災計画の見直しを行ったというふうに承知をいたしております。そしてハザードマップ、これが全戸配布されたというふうに承知をいたしております。

さて、今年3月に策定した当市の事業実施計画書を拝見いたしました。これによりますと、漁港漁村活性化対策事業、こういう事業の名前で津波避難タワーの建設を示しております。今年度は基本設計等を委託し、平成28年度、来年であります。これが設計を委託する。そして平成29年度には、その建設を行う事業、こういう事業のようであります。総額で9,500万円、こういった事業計画のようであります。

御承知のように津波避難タワーは、高台や高層ビルの少ない海岸部では人工の高台としても国が進めているわけでありまして、全国的に今建設されているようでもあります。お隣の由利本荘市では、秋田県では初めてとなるこの同タワーの整備が昨年行われたというふうに記憶しているところであります。なお、これは秋田県で初めてというよりも東北で初めてというふうにも、でもあったというふうにある本には書いてあるわけでありまして。海岸部に住み、高台のない地域住民には、この計画は願ってもない一つの避難所になることだろうというふうに思います。

そこで、今現在当市で考えているこの津波避難タワーについてお伺いをいたします。

はじめに、この津波避難タワー、正式には津波避難施設というふうには呼ぶようでありますけれども、この津波避難タワーと呼ばれるこの建設に当たっての当市の考えをはじめにお伺いをいたしま

す。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 津波避難タワーの建設についての御質問でございますが、漁港漁村活性化事業、いわゆる国の補助事業で整備をして災害に強いまちづくり、これを進めたいなというふうに考えておりますが、ただ、この実施計画を少し変えていかなければなりません。と申しますのは、国の津波防災地域づくりに関する法律に基づく断層モデルが公表されたことで、これ皆さん御承知だと思いますが、国土交通省で——県が出した後にまた国土交通省で想定をやつを出してありますが、この断層モデルが公表されたことによって、秋田県では新たに浸水想定地域の検討をすると、場合によっては見直しをするというふうなことが、この5月の中旬に防災課長会議で公表されました。したがって、本市の避難困難区域——これは避難困難区域というのは、ある場所で避難場所まで行く時間ありますよね。それから、例えば地震が発生してどのくらいの時間で津波が来るかというこの差があるわけです。どうしても逃げようと思っても津波が早かったという場合は、高台をつくるか、あるいは構造物としてタワーみたいなものをつくるか、そういうことを検討していかなければなりませんけれども、県の浸水想定結果というのは来年の2月頃に公表するというふうになっておりますので、これまでの実施計画で掲げた事業内容については、1年ぐらい、1年先延ばしせざるを得ないなど。ですから今と変われば手戻りが発生しますので、そういう形で取り組んでいきたいなど。

避難困難地域というのは、現在にかほ市には、先ほど県で想定したやつと比較して、避難所まで避難できる場所、安全なところまで行けないところがこのにかほ市には12カ所あります。12カ所。ですから、この12カ所の部分をどうするかということが一番課題ですが、先ほど申し上げましたように県の想定がまた見直し作業をやるということでございますので、これに基づいて整備計画を立ててまいりたいと、そのように考えます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） そういう実態があるというようなことは初めてお聞きしたわけですが、いずれにしてもこの避難困難地域の皆さん方の避難を少しでも、何とか、楽にさせようというんでしょうか、そういうことで計画されているのがこのタワーだと、いわゆるこの津波避難タワーだというふうに理解をいたしております。ただ、この津波避難タワーであります、やはり津波が来た場合、高台に逃げるといふのは、これは一番有効な手段かなというふうには私も思います。ただどうしても、これは後からの質問に入りますけれども、この津波避難タワーというのはどうしても海近くに建てられているようです。そういうことを逆にですね、津波が発生した場合、その海岸部から逆に遠いところに住んでいる住民も、そっちの方に避難してしまうのではないのかというふうな懸念もあるというふうに私は聞いています。そういうことを思いますと、この津波避難タワーがすべて津波に対して有効なのか、ほかに何か手段があるのではないのかなというふうに思って調べましたら、シェルターというんですか、何かこういうやつもあるというふうに聞いています。ですからそういったことも含めて、この津波の避難に当たっての対策は大事なのかなというふうな気もいたすわけでありまして。そのシェルターというのは私もよくわかりませんが、その津波避難タワー

まで逃げるよりは、これも場所によるんでしょうけれども、避難タワーよりも何か素早く逃げることができる、こういう施設だというふうに調べた結果出てきたわけであります。ですから、この津波避難タワーも大事ではあるかというふうに思うんですが、ほかにやはり手立てはないのかというふうに思うので、この辺何かお考えがあればですね、お伺いをいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 御承知のように県で想定した三つの断層が連動して地震が発生した場合、日本海ですね、三つの断層が連動して発生した場合は、マグニチュード8.7というふうな想定をしています。東日本大震災はマグニチュード9.0でしたから、それよりは小さいわけですが、にかほ市に到達する津波の高さは県の公表は10.14メートル、15分ぐらいで最初の津波が来ると。最初の場合は10メートルそのものの津波は来ませんよ。ある程度兆候が出てくるのが、大体15分ぐらいの形だと言われてます。ただ、これまでの説明の中でも申し上げてきましたが、この三つの断層が連動して発生する地震の確率というのは、限りなくゼロに近いというふうに言われておりますが、私たちはやはりそれに対応した対策を講じていかなければなりません。津波タワー、例えばつくっても一回も使わないで、また建てかえというふうな状況も当然想定されるわけです。県の公表では100年に一度ぐらいの確率の津波については、今の海岸護岸5.3メートルですか、高さが、天板の高さが、ありますけれども、あれは越えないとしています。ですから100年ぐらいのものはあれですけども、結構最悪の状態を想定してやらなければなりませんので、当然津波タワーは必要になってくると思いますが、ただ、津波タワーだけでいいのかなって。何かその鉄骨でつくっても、何か別の用途にも使えるような形でタワーがつかれないものかと。全国的な例からすると、国道の横断歩道橋ですか、ああいうやつと一緒に兼ねて避難場所をつくるような、避難タワーをつくるようなところもありますが、御提案のシェルター、これについてもですね、私もテレビちょっと見ました。テレビ見ましたけれども、3人から4人ぐらい入れるシェルターで、ある程度の食料も蓄えておいて、要するに入れば水に浮くというそういう丸いものですけどもね、水に浮くという形の中で、これも、いや本当はいいなどは私も思っておりました。住民感情からすると、例えば自分のいる位置から海側にある避難タワーには、やはり行きたくないんですよ、やはり。どっちかやはり高い方さ行こうという、本能というんですかね、そういうものが働くと思うんです。例えばそういうものを購入すると。そんなに高くなかったように私記憶してるんですが、そういうものを購入したいというふうな形だとすれば、助成制度、こういうことも少し検討する価値はあるのではないかなと思います。

いずれにしても、避難タワーはできれば鉄骨とかそういうものでなくて、できれば土盛りしてつくるような形であれば、これは耐用年数ありませんので土盛りして、日常はある程度子供たちの遊び場とかそういうものでつくれば一番いいな。そういうことも考えながらこれから整備に努めてまいりたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 私、先ほど申し上げましたけれども、防災計画の見直しについては、何回

か防災会議が開かれたというふうにお聞きしております。しからば、この防災会議でこういった津波避難タワー、こういったプランも出されてあったのか。またですね、海岸部に住まわれている方が結構多いわけなんですけど、こういったところの自治会等々からこういった津波タワーをつくってくれ、こういうような要望なんかあったものでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、防災課長。

●防災課長（土門保君） はじめに、地域防災計画にそういった建設計画はあるかという御質問でございますけれども、地域防災計画につきましては、避難の仕方ですとかそういった基本的な考え方を示したものでございまして、津波避難タワー等の設置等につきましては、文書を読み上げますけれども、「避難路の整備、避難タワーの設置など多大な財政負担を伴う対策は、津波による影響の程度や発生確率、財政事情などを勘案し進める」と書いております。それに伴いまして、今般基本計画ということを計画したわけですが、市長が説明したとおりの事情で1年間見送りということにしたものでございます。

それから、各自治会からの整備要望はないかということですが、現在、津波避難タワーの建設要望として受け付けておりますのは2件ございまして、仁賀保地区の琴浦自治会、象潟地区の臨海自治会、2カ所から要望をいただいております。

●14番（鈴木敏男君） 要望あったんですか。

●防災課長（土門保君） はい、要望は2件ございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） それではですね、2番の方に入りますが、私は昨年の由利本荘市のいわゆる津波避難タワーの写真、そして当日の様様をテレビでこう拝見しましたけれども、この当市で考えられているこの津波避難タワーの概要というんでしょうか、こういったものをお尋ねします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 先ほども、できれば多様な使い方ができるようなタワーをつくりたいものだなというふうなお話をさせていただきましたけれども、まずは先ほど申し上げました12カ所が避難困難地域ということで、その地域の地図情報、どういう形で仮にここに避難タワーをつくったときに、どういう形でここに避難させるかというふうな情報を収集して、候補地、適地を選定しなければなりません。それから、例えばじゃあここに避難タワーをつくりました。じゃあ、どのくらいの方をここに収容するのか。これは当然調査しなければ、その避難タワーなりの規模が決定しません。決定しませんので、その収容人員、そういう素案をつくりながら地域とワークショップして最終的に実施の方に向けていくという形になろうかと思っております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 自治会からも津波避難タワーの要望はあった。それから、当市でもこの津波避難タワーのこの建設を進めていくと、こういうふうな話があったわけですが、ただ、まだ場所は決めてないと、こういうふうな状態のようであります。しからば今、ワークショップもやりながらというふうなことでありましたけれども、来年は——遅れるかもしれないという話ありましたけ

ども、来年は一応設計まで入るわけですね。したがって、やはり場所をどう決めていくかというのが非常に大事なことだというふうに思うんです。しかも海岸部に住まわれている、海岸部でもし津波があった場合、三千何がしの方が亡くなると、こういうようなことでありますので、この場所というのは——このつくる場所というのは非常に大事なのかなというふうに思うわけです。どういったところにつくられるか、その辺ははっきりした答えでなくて結構ですので、大まかなところを教えられるところをもし教えていただければありがたいというふうに思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） つくる場所等については、避難困難地域、これは一つの自治会だけでなくてまたがる場合もありますから、やはりある程度の案を示して、地域住民から意見を聞いて最終的には場所を決定していく形にしなければならないと思っております。

県の想定では冬の2月に午前3時頃、地震が発生した場合は、秋田県では一番多く三千数百人の方が亡くなるという想定ありますが、それは、そういうことは絶対あってはならない、そのための私たちの取り組みだと、そのようにして認識しておりますので、まずはですね建設にかかっては、先ほど申し上げましたように市民の皆さん、住民の皆さんと意思を同じようにして、考え方を同じくして場所を決めて、そして1年目には基本計画を策定し、それがよしとなれば、1回では、先ほど申し上げました十数カ所ありますから1回では建設するということはできませんので、どこを優先するか、これを決めなければなりません。それを決めて、そして2年目には地形測量と用地測量、あるいは地盤調査、まあ用地買収も伴いますけれども、計画して建設するのは3年目というふうな工事施工の流れでいくのではないかな、いかなければならないのではないかなと。ただ、3年たって建設したこの次ということではなくて、財政的に許せばこの部分は次のやつも重なるということをお理解いただきたいと思います。当然ながら1回も使わないで終わるかもわかりませんが、やはり工事の終了に合わせて地域との維持管理、通常の掃除するとかそういうやつはやはり地域からお手伝いしてもらわなければなりませんので、管理協定もできた段階では結んでいかなければならないと、そのように考えているところでございます。

したがいまして、整備に当たっては先ほど申し上げましたように、5月の防災課長会議で明らかになった、改めて県が見直しをやるということですので、その結果を踏まえながら、場合によっては今ある避難区域から数は増えるかもしれません。あるいは浸水区域ももう少し大きくなるかもわかりませんので、そうした状況を見極めながら避難タワーの整備について取り組んでまいりたいなど、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 大まかながら市長の考え方はわかりましたけれども、今の話だと、とりあえずといえばあれですが、1カ所つくって、その後、財政面で許されればこの後も増やすことともというような、こういうような答弁というふうに受けとめさせていただきました。

市長も先ほど話されましたけれども、今のこの津波避難タワーというのはいろんな、そればかりでなくて、この利用の仕方もあるようであります。先ほど市長の方で、歩道橋と一緒にと、こうい

うような話もありました。これは平成25年の道路法の改正で、こういったことも利用できるんだというふうなことになったようであります。ただ、そういうことを考えますと必ずしも海のそばでなくてもいいような、そういうような気もするわけでありましてけれども、額比較して恐縮なんですけど、先ほど隣の由利本荘市さんのこの津波避難タワーの話を見せていただきました。あれを見ますと、額で3,000万円ぐらいの建設費だったように記憶してます。ただ今回、当市の場合7,800万円でありまして。かなりの規模が大きいこの津波避難タワーなのかなということで、私、概要を伺ったわけでありましてけれども、今考えているこの大きさというんでしょうか、こういったものはどういう大きさというんでしょうか、なるんでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 先ほどもお話しましたが、じゃあそこに避難する方々がどのくらいいるのか。やはりその避難タワーも場所場所で当然違って来るわけですね。たまたま由利本荘市の例言いましたけれども、あれは高台につくった、ある程度高いところにつくった避難タワーですから、そんなにタワーとしては高くありません。ですから、工事費もそんなに高くなかったんだろうと思います。

それから、ある程度高くすると、その建設場所の地盤がどういうふうになっているのか、これも大きく工事費に左右するわけですね。人が上がった傾いたでは、これ当然済まないわけですから、当然その人が上がっても耐えられるような地盤のところまでやはり基礎をもっていかなければなりません。ですから、避難タワーとは一律ではありませんから、その場所場所で事業費は本当は異なってくると思いますので御理解をいただきたい、このように思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ちなみに申し上げますが、由利本荘市さんの場合、収容が60人というふうな、こういうものなようです。設置場所はどこでした、海士剥でしたか、あそこのようですね。海抜が9.5メートルのところというような、こういうようなことが新聞に記されておりました。

時間も迫っておりますけれども、次の質問に入りますが、この津波避難タワーの建設までの3年間のスケジュールということで質問させていただきましたけれども、今までの答弁でこういったことを示されましたので、この質問は省略させていただきたいというふうに思います。

最後に、最後にといいましょうか、これあれですね、この災害に当たって申し上げたいのは、災害というのはもちろん地震、津波だけではないということでありまして、今後、梅雨の時期でありますから大雨等、こういった災害も、また大雨に伴う災害というものも予想されるわけでありまして。安全なまちに住みたい、これは市民の等しい願いであります。したがって、災害に対する施設整備を第一にしながらも、人的な対応も大事だというふうに思ってます。その上では消防団の活躍というのは非常に大事なのかなというふうに思ってますので、その両面をもった防災に関する、防災に強い、災害に強いまちづくりを進めていただきたいということを要望したいというふうに思います。

一つには、にかほモデルを確立すると、こういうふうなことも述べられております。また、防災に関する多くの指標で全国トップを目指す、こういったことも述べられているわけでありまして。

どうかひとつ絵に描いた餅にならないように、市民が安心して暮らせるように、どうかひとつこういった災害に対する整備を進めていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

時間になりましたのではしよるんですが、最後の質問項目であります。これはやや漠然としているわけでありましてけれども、自治会等への抱えている課題への対応について伺います。

当市の基本目標の一つには、市民と行政の協働によるまちづくりの推進があります。その施策の進め方には、自治会、市民の多様な自主活動を支援すると、こういうふうにあります。ところが自治会の方では、人口の減少や高齢者増加などでいろんな課題を抱えており、そのことによって地域の維持、あるいは存続、こういったものに危機感を抱いているようであります。

さきの先月の10日でしたか、地域の課題や活性化の方策を探ろうとして行った、秋田県と25市町村でつくる県地域コミュニティ政策推進協議会が行った県内自治会へのアンケート、その結果がまとまったということで新聞等で報じられました。それによりますと、「高齢者世帯の増加とそれに伴う見守り・支援」、あるいは「人口の減少によって担い手が不足し、共同作業が困難になっている」、こういったことが出たわけでありまして。当市でもいろんな問題を自治会の方では抱えているというふうに思いますが、この課題をどのように受けとめられておりますでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 前の質問でにかほモデルのことちょっとお話しますが、例えば大きいことじゃなくて家具の倒壊防止を全国で一番対策を講じるとか、そういう比較的簡単なものをやりながらですね、家具の倒壊も危険性がありますから家具倒壊を防止する対策なんかを一番にしたいなど、そんな取り組みでありますので、つけ加えさせていただきます。

自治会等が抱えている課題であります。当市の自治会においてもアンケートと同じだと、そのように認識をしております。先ほど来、空き家の話もありました。これもそうです、その一つであります。それから、子供が少ない、これもそうです。ですから、自治会そのものが存続が危ぶまれるというところもありますし、あるいは自治会に対する認識と申しますか、積極的にその自治会活動に参加するという気持ちがなかなか出ない。大きいところになるとなおさら出なくて、何百世帯もあるようなところが町内会をやらないということですね、そうしたところも今出てきております。ですから、やはり一人一人の住民がみんなで力を合わせてこの地域をどうするかということだとすれば、やはり町内会活動に若い人も積極的に参加してほしいなど、そのように考えておりますが、しかしながら残念ながらこれの対策の即効性はありません。どういう形になるのか、これからも自治会長さん方と話し合いをして、場合によっては一つの自治会が二つと一緒になって自治会活動をするということも一つの方法ではないかなと、そんなことも思っておりますので、これからも会長さん方とよく意見交換して、行政で支援できることは支援してまいりたいと、このように思います。

●議長（菊地衛君） 時間がありませんので、最後の質問、最後の答弁とします。鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） あと終わり。

●議長（菊地衛君） だから最後に許します。

●14番（鈴木敏男君） 簡潔にお答えいただきたいと思っております。自治会等に対する支援策、これを

伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 鈴木議員も自治会長やっておられますので、行政がどういう支援をしているかということはおわかりだと思いますが、詳しくは5月1日の広報別冊の市政特別号、これに記載しております。例えば集会施設の整備や耐震化に対する助成、自治防災組織に対する助成、ごみステーションの整備に対する助成、児童公園に対する助成、それから高齢者世帯の除排雪の支援、また、自治会同士が連携して地域の課題解決など、地域の活性化に取り組むための地域振興交付金事業、これも約1,000万円近いお金をかけてそれぞれの、八つですか、八つの区域に分けていろいろな事業をやっけていただいておりますが、このように、先ほども申し上げましたが社会情勢が大きく変わって行く中で、さらに支援策、そういうものが必要だとすれば、やはり自治会長さん方とお話をして、お話し合いをしながら検討してまいりたい、そのように思います。

●議長（菊地衛君） これで14番鈴木敏男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後3時32分 散 会
